

資料3－3

知 床 国 立 公 園

知床半島中央部地区利用適正化基本計画

環 境 省 自 然 環 境 局
東北海道地区自然保護事務所

平成17年9月

「知床半島中央部地区利用適正化基本計画」

目次

1 作成の目的	2
2 背 景	2
(1)取り組みの経緯	2
(2)現状の課題	3
(3)知床世界自然遺産候補地管理計画においての取扱	3
3 対象区域	4
4 基本方針	6
5 エリア区分及び各地域・エリア別取り扱い方針	8
5-1 「エリア区分」及び「自然体験タイプ」の設定、「基本的な方向性」の検討	10
(1)「エリア区分」の設定	10
(2)各エリアの「自然体験タイプ」の設定	11
(3)「基本的な方向性」の検討	12
5-2 各地域・エリア別取り扱い方針	15
(1)第Ⅰ地域(知床連山地域)	15
(2)第Ⅱ地域(ホロベツ・知床五湖・カムイワッカ・羅臼湖・知床横断道路沿線地域)	20
(3)第Ⅲ地域(知西別岳及びその周辺地域)	27
(4)第Ⅳ地域(ルサ～相泊間の道路沿線地域)	28
6 利用のコントロール	29
7 利用の心得	29
8 施設整備	29
9 管理運営	30
10 計画の充実補完	30
【別添一】 「自然体験タイプ」の分類及び各エリアへの当てはめ手順	31
【別添二】 各地域の概要	33
【別紙】 7「利用の心得」(立ち入りに当たっての留意事項、禁止事項)の検討例	47
【参考1】 「知床半島中央部地区利用適正化基本計画」検討経緯	54
【参考2】 知床国立公園利用適正化検討会議委員等名簿	55

1 作成の目的

本基本計画は、「知床半島中央部地区」（知床半島先端部地区以外の国立公園内の地区。以下、「中央部地区」という。）において、本地区の良好な自然景観と多様な生態系を適正に保全しつつ、利用者により良い自然体験を提供し、さらにより良い形で後世に引き継ぐため、「あるべき姿（基本方針及び利用区分別取り扱い方針）」や「守るべき利用ルール（利用のコントロール及び利用の心得）」、「管理運営」等を定めることにより、利用の適正化を図ることを目的とする。

知床国立公園においては、本公園の望ましい保護と利用のあり方（利用の適正化）について、平成13年度から学識経験者、地域関係団体及び関係行政機関で構成する検討会議により、検討が開始された。

平成13年度の基本構想では、

○基本思想

知床国立公園の利用に当たっては、ヒグマによって象徴される知床の自然に対する「謙虚さ」と「畏怖・畏敬の念」を根底とした『ヒグマの棲家におじやます』を基本思想とする。

○それを踏まえた前提

「知床ならではの原始性の高い自然景観と豊かな野生生物によって形成される多様な生態系の持続的な保全」

○基本方針

「原始的な自然の地域において、一定のルールの下での自然体験機会の適正な提供と持続的な利用を図る。」

として利用の適正化の実現のため、各地区ごとに基本計画を作成していくこと等の提案が示された。

また、平成16年1月に策定された「知床世界自然遺産候補地管理計画」においては、「世界的にもたぐいまれな生態系や景観を有する知床の自然環境を人類共有の資産と位置付け、より良い形で後世に引き継いでいくものとする。」とされている。

これらを踏まえて、「中央部地区利用適正化基本計画」を作成するものである。

2 背 景

（1）取り組みの経緯

「中央部地区」は、知床半島のほぼ中央部を占め、羅臼岳（1,661 m）を主峰として、知西別岳（1,317 m）、知円別岳（1,544 m）等北東に連なる火山性の脊梁山脈が海食崖や滝を形成して直接海に落ち込み、厳しい地形を呈している。

植生の主体は、トドマツ、エゾマツ、ミズナラ等の針広混交林が山麓部を広く被っており、稜線付近は、ハイマツ、キバナシャクナゲ、エゾコザクラ等の高山植物群落も見られる。高山植物が比較的低標高で出現することや狭い面積で多様な垂直分布が見られること

が特徴で、そのほとんどが人手の加わらない原生状態である。

動物は、ヒグマやエゾシカの他、シマフクロウ、オジロワシ等の希少な野生動物の生息地となっており、冬季には流氷とともにトド、アザラシ、オオワシ等が渡来する。

利用形態は、知床横断道路等を利用して知床五湖等を探勝する周遊型の利用が主流であるが、近年は、自然ガイドによる自然観察利用やエコツーリズム推進の取り組み等も行われている。本公園全体の利用者数は、5～10月を中心に、年間約225万人（平成15年）が訪れており、そのほとんどは「中央部地区」の利用者となっている。本地区内には、園地、歩道等各種公園利用施設が存在し、夏の一定期間においては、カムイワッカ地区において自動車利用適正化対策（マイカー規制）が行われているが、知床五湖や羅臼湖等一部の利用拠点では、利用の集中、植生等自然環境への影響やヒグマとの軋轢等、公園利用に伴う様々な課題が生じている。

これらの課題を踏まえ、平成13年度の「知床国立公園適正利用基本構想」を受けて、平成14年度以降、本国立公園の中心的な利用拠点である「知床五湖地区」及び「羅臼温泉地区」の適正な利用のあり方について調査・検討が開始され、さらに平成16年度からはそれらを含む「中央部地区」について、「利用適正化基本計画」の検討がなされてきた。

なお、「知床半島先端部地区」においては、平成16年12月に「知床半島先端部地区利用適正化基本計画」が策定されている。

（2）現状の課題

「中央部地区」では、一部の利用拠点において過剰利用・集中利用による自然環境への悪影響が顕在化しつつあり、また、利用ニーズや自然体験の多様化への対応も課題となっている。さらにはヒグマとの軋轢等利用者の安全対策上の課題も危惧され、野生動物への餌やりや河口部でのサケ・マス釣り等、利用者のルール・マナー不足による各種の弊害も見られる。

その他地域によっては、登山道利用におけるし尿処理や浸食防止対策、外来植物の侵入対策、冬期間の雪上利用対策、あるいは車道沿道の景観保全対策等が課題として上げられる。

（3）知床世界自然遺産候補地管理計画においての取扱

「知床世界自然遺産候補地管理計画」においては、「世界的にもたぐいまれな生態系や景観を有する知床の自然環境を人類共有の資産と位置付け、より良い形で後世に引き継いでいくものとする。」とされており、核心地域では、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねることを基本としている。そして、自然環境の保全上支障を及ぼすおそれのある行為は、学術研究等特別の事由がある場合を除き、各種保護制度に基づき厳正に規制される。緩衝地域では、陸域は必要に応じ一定の行為を規制し現状の保全を図り、海域は陸域及び海域の自然環境に影響を及ぼすことのないよう適正に対処する等とされている。

また、自然探勝等の利用については、原生的な自然環境と豊富な野生生物によって形成される生態系の多様性を将来にわたり保全することを前提として、自然環境に支障を及ぼすことのないよう適正に行うこととし、必要に応じ一定の制限やルールを設けるものとされている。

3 対象区域

「中央部地区」は、「知床半島先端部地区」以外の知床国立公園内の地区であり、概ね次の範囲を検討対象区域とする。 (別添「図1 区域概念図」の範囲)

- ・沿岸部：羅臼側＝ルサから相泊一帯
　　：斜里側＝ホロベツから知床大橋一帯
- ・山岳部：知円別岳から硫黄山一帯

なお、「中央部地区」の検討に際しては、利用の現況と地理的なまとまりにより、以下の4地域に分けて検討する。

第Ⅰ地域（知床連山地域）

公園計画歩道（登山道）の各登山口（羅臼温泉、岩尾別温泉、カムイワッカ）及び登山道周辺、並びに稜線から山麓部にかけての他地域に含まれない地域。

第Ⅱ地域（ホロベツ・知床五湖・カムイワッカ・羅臼湖・知床横断道路沿線地域）

ホロベツの国立公園境界から知床大橋まで及び岩尾別温泉までの公園計画車道沿線、並びに車道沿線から海側の地域。

ホロベツの道道分岐から羅臼温泉までの公園計画車道（知床横断道路）沿線（羅臼集団施設地区含む）及び公園計画歩道（羅臼湖歩道）沿線の地域。

第Ⅲ地域（知西別岳及びその周辺地域）

知西別岳及びその周辺一帯の国立公園地域。

第Ⅳ地域（ルサ～相泊間の道路沿線地域）

ルサ地区、公園計画車道（道道ルサ相泊線）、河口部（ルサ川・オショロッコ川・相泊川）の地域

知床半島中央部地区利用適正化基本計画
検討対象地域概念図

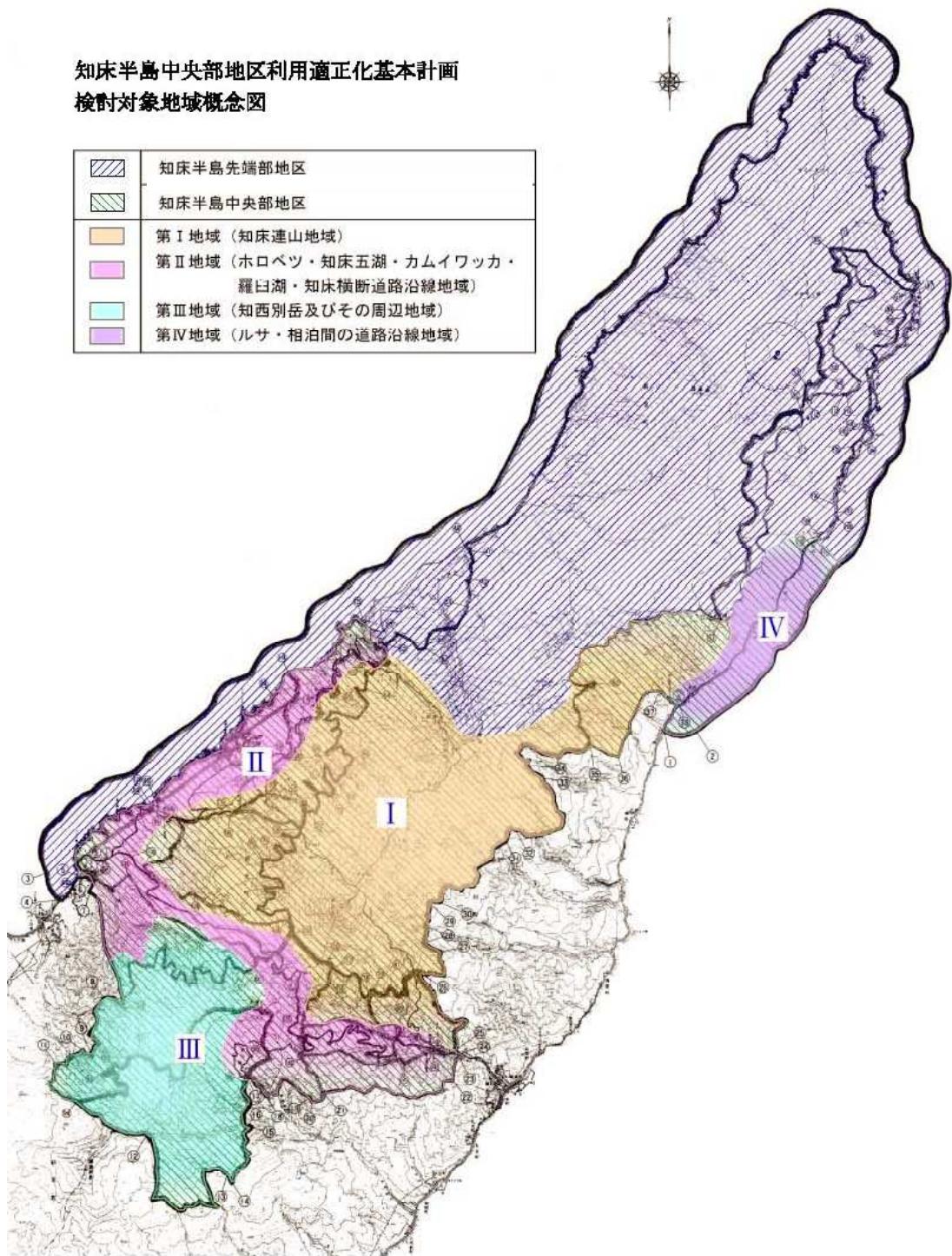


図1 区域概念図

4 基本方針

「中央部地区」では、平成13年度の「知床国立公園適正利用基本構想」の考え方及び「知床世界自然遺産候補地管理計画」の内容を踏まえ、当該地区の特性に応じて、以下の事項を基本方針として利用の適正化を進める。

① 自然の適正な利用

- 生態系の多様性を将来にわたり保全する事を前提として、観光・自然探勝・釣り等の利用は、自然環境に支障を及ぼすことのないよう、「中央部地区」の良好な自然にふさわしい「利用ルール」づくりを行い、必要に応じて一定の制限を設ける。
- 過度な利用の集中に伴う問題が生じないよう、国立公園外も含めた自然や文化に関わる地域資源の活用、利用情報や利用プログラムの提供等、利用の分散、利用の適正な誘導を図る。なお、地域に内在する公園利用資源の有効な活用等について、地元関係団体等ときめ細かな情報の交換と連携を図るものとする。
- ヒグマの高密度生息地であるとともに厳しい気象条件が存在する地域でもあるため、利用者に事故防止のための情報提供・注意喚起等を行うとともに、自己責任意識の普及・啓発を行う。
- 関係機関が連携・協力し、自然環境や野生動物及び利用状況についてのモニタリングを継続的に行い、適切な対策を講じる。

② 自動車利用

- 自動車利用適正化対策について、既に実施されている地区については、その適正化対策の効果を検証するとともに、地元関係団体等の意見を幅広く聞き、一層の充実を図る。また、その他地区についてもシャトルバスの運行等による利用の適正化や低公害車の導入等、望ましい交通システム推進の検討を行う。
- ハイマツを含む高山帯を通過している知床横断道路では、利用に伴う自然環境への影響を最小限に��止めるため、知床峠を除き通過利用を原則とし、道路上での規制を引き続き実施するとともに、景観に配慮した適切な維持管理を行う。
- 野生生物への餌やり禁止、衝突などの交通事故防止等野生生物の生態への悪影響を防ぐための「利用ルール」づくりを行い、注意喚起、普及・啓発を行う。

③ 登山・トレッキング

- 利用に伴う自然環境への悪影響やヒグマの行動形態等を把握し、自然環境の保全やヒグマとの軋轢を避けるため、必要に応じて利用の制限（歩道の一時閉鎖、利用区域・期間の限定等）等の「利用ルール」づくりを行い、注意喚起、普及・啓発を行う。
- 植生の保護や登山者の危険防止に配慮した適切な施設整備と維持管理を行う。
- 野営に当たっての自然環境保全や安全対策等に関する「利用ルール」づくりを行い、注意喚起、普及・啓発を行う。
- 登山道周辺の入り込みが考えられる地域においては、巡視等の機会を活用し、人の利用に伴う植生及び土壤への影響をモニタリングする。

④ 冬期のレクリエーション利用

○ 冬期は特に厳しい気象条件下におかれるとともに、積雪によりアクセス手段や利用形態も他の時期とは異なるため、遭難防止対策や雪崩等の危険区域の周知等、他の時期とは別の「利用ルール」づくりを行い、注意喚起、普及・啓発により利用者の事故防止に努める。

○ 希少鳥類の繁殖活動やその他野生動物の越冬行動等に悪影響等が生じないための「利用ルール」づくりを行い、注意喚起、普及・啓発を行う。

⑤ 施設整備、維持・補修

○ 質の高い自然体験が可能となるよう、多様なニーズや利用形態を考慮して、必要な施設整備、維持・補修を行う。

○ 国立公園入口部及び利用拠点については、国立公園に相応しい環境づくり、環境改善を進める。

○ 利用適正化の取り組みを効果的に進めていくため、公園内外の各種利用施設、情報提供施設間の機能分担、連携について検討を行い、情報提供、普及・啓発の拠点機能の充実を図る。

⑥ 地域・関係団体との連携

○ 利用の適正化を推進するため、関係する機関・地域・団体等が連携を強化し、管理運営、情報提供、普及・啓発等を行う。

なお、「利用ルール」とは、本基本計画の「6 利用のコントロール」及び「7 利用の心得」を指すものである。

「利用のコントロール」は、地域毎の具体的な利用のあり方を踏まえて利用の方法に一定の誘導或いは制限を行うものである。「利用の心得」は、「利用のコントロール」の内容を踏まえ、利用者が立ち入る際に自然保護や安全の確保等の観点から留意すべき事項や禁止事項について定めるものである。

5 エリア区分及び各地域・エリア別取り扱い方針

知床国立公園は、利用施設のない「先端部地区」と、利用施設のある地域を含む「中央部地区」に大別される。

「先端部地区」は原生的な自然の保護を最優先とすべき地区であるので、利用形態を限定の上、利用期間、場所、人数等利用の適正化に関するコントロールが必要とされている。

それに対し「中央部地区」では、公園計画上の利用施設計画に基づく利用施設が整備され、一般利用者の利用が行われている場所もあれば、利用施設計画や利用施設はないが利用されている場所もある。一部の利用拠点においては利用者が増加しており、基本構想の前提となっている『多様な生態系の持続的な保全』にそぐわない状況となることが危惧される。また、利用者の求める体験の質は様々（「便利さ・快適さ」 \longleftrightarrow 「自由・静寂・挑戦」）であるが、利用者の増加やそれに対応するための施設整備が無秩序に進めば、多様な自然体験の提供に支障を生じる恐れがある。

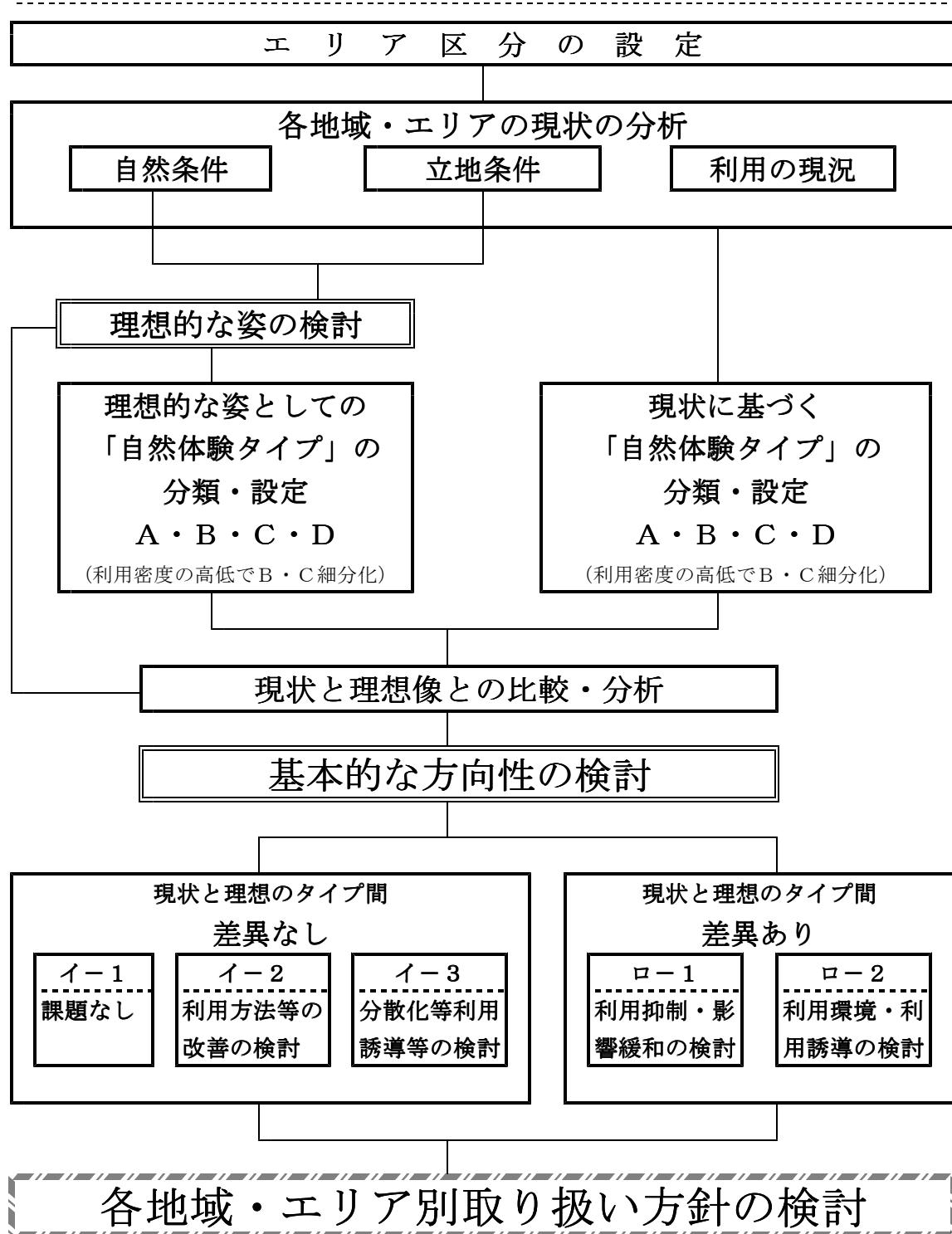
そのため、「中央部地区」の区域内においては、過剰な利用施設の整備を防ぐとともに、多様な利用ニーズや利用形態に考慮しつつ質の高い自然体験を提供するための取り扱い方針について、以下の手順で検討を行った。

- ①対象地域の自然条件・立地条件・利用の現況を考慮した「エリア区分」の設定。
- ②個々のエリア毎に現状分析を行った上、4つの「自然体験タイプ」（A、B、C、D）に分類区分。
- ③個々のエリア毎に理想的な利用像についての検討を行い、同様に4つの「自然体験タイプ」を分類。
- ④「自然体験タイプ」のうち、B及びCについては利用密度の高低により細分化し、各エリアの「自然体験タイプ」を設定。
- ⑤個々の地域・エリア別に「自然体験タイプ」の現状と理想像との比較・分析、基本的な方向性の検討を行い、各地域・エリア別取り扱い方針を検討

（図－1 各地域・エリア別取り扱い方針検討のプロセス 参照）

図－1 各地域・エリア別取り扱い方針検討のプロセス

- 【前提条件】 ○ 知床国立公園適正利用基本構想（平成13年度）
○ 知床世界自然遺産候補地管理計画（平成16年1月）



5-1 「エリア区分」及び「自然体験タイプ」の設定

(1) 「エリア区分」の設定

検討対象の4地域について、自然条件・立地条件・利用の現況を考慮して以下のように「エリア区分」の設定を行った。

地域		番号	エリア区分
第Ⅰ地域 (知床連山地域)	登山道沿線	1	岩尾別温泉～羅臼岳
		2	羅臼温泉～羅臼岳
		3	カムイワッカ～硫黄山
		4	知床連山縦走線
	登山道以外	5	登山道以外
第Ⅱ地域 (幌別・知床五湖・カムイワッカ・羅臼湖・知床横断道路沿線地域)	ホロベツ・岩尾別・知床五湖	6	ホロベツ園地
		7	幌別川・岩尾別川
		8	車道沿線（横断道～五湖）
		9	町道岩尾別温泉道路
		10	ホロベツ・岩尾別台地
		11	知床五湖園地
		12	知床五湖歩道
	カムイワッカ	13	カムイワッカ
		14	車道沿線（五湖以奥）
		15	五湖以奥森林
	羅臼湖・知床横断道路沿線	16	知床横断道路
		17	自然観察教育林
		18	羅臼湖
		19	羅臼温泉集団施設地区
		20	熊越の滝
第Ⅲ地域 (知西別岳及びその周辺地域)		21	知西別岳一帯
		22	その他森林等
第Ⅳ地域 (ルサ～相泊間の道路沿線地域)		23	車道沿線
		24	ルサ野営場計画地
		25	河口部（ルサ・オショロツコ・相泊）

(2) 各エリアの「自然体験タイプ」の設定

各エリア毎に、自然条件（『保護・規制計画』及び『自然環境：景観・原始性』の現況）、立地条件（『物的環境：変更の程度・アクセス難易度』）及び利用の現況（『社会的環境：利用密度・利用形態』及び『管理環境：施設整備・情報提供・解説・ガイド』の現況）から現状を評価・分析し、A～Dの4つの「自然体験タイプ」に分類した。

また、各エリア毎に自然条件・立地条件にふさわしい望ましい利用のあり方（理想的な姿）を検討し、現状の「自然体験タイプ」と同じくA～Dの「自然体験タイプ」に分類した。さらに、「自然体験タイプ」のうち、B及びCについては利用密度の高低により細分化し、各エリアの「自然体験タイプ」を以下のとおり設定した。

（【別添－1】「自然体験タイプ」の分類及び各エリアへの当てはめ手順 参照）

A：原生的な自然環境が保たれており、利用施設は存在せず、利用密度は低い。

B：原生的な自然環境が保たれており、最小限の利用施設が整備されている。

- －①利用密度は比較的低い。
- －②利用密度は比較的高い。

C：自然環境が保たれており、未舗装車道等が整備され一般利用が行われている。

- －①利用密度は比較的低い。
- －②利用密度は比較的高い。

D：原始性は低く、舗装車道や利用施設が多く整備されており、利用密度は比較的高い。

(3) 「基本的な方向性」の検討

各エリア毎に「自然体験タイプ」の現状と理想像との比較、分析を行い、「基本的な方向性」を検討した。

(表1 知床半島中央部地区のエリア別「基本的な方向性」検討表 参照)

なお、「基本的な方向性」の区分については、以下の5つに整理した。

イ 現状の「自然体験タイプ」と理想の「自然体験タイプ」との間に差違がない。

- －1 現状のままで問題のないもの。
- －2 利用の集中や利用方法等に課題がある、或いはその兆候が見えており、現状の維持または改善のための措置を講じる必要があるもの
- －3 利用分散化等のために、自然環境への悪影響を与えない範囲内で、利用環境の改善や利用の誘導を図る必要があるもの。

ロ 現状の「自然体験タイプ」と理想の「自然体験タイプ」との間に差違がある。

- －1 今後、利用の抑制（集中の分散化）、或いは自然環境への影響を緩和するための措置を図る必要があるもの。
- －2 今後、自然環境への悪影響を与えない範囲内で、利用環境の改善や利用の誘導を図る必要があるもの。

表1 知床半島中央部地区のエリア別「基本的な方向性」の検討表

地域	エリア区分	現状の 自然体験 タイプ	理想の 自然体験 タイプ	基本的な方向性	基本的 方向性 の区分
第一 地域 知 床 連 山 地 域	[登山道沿線]				
	1 岩尾別温泉～羅臼岳	B-②	B-①	登山利用の適正化のために、登山口の利用と合わせて利用ルールを検討する。	ロー1
	2 羅臼温泉～羅臼岳	B-①	B-①	1の岩尾別温泉～羅臼岳の利用の分散化のため、利用の推進を検討する。	イー3
	3 かみイワッカ～硫黄山	B-①	B-①	現状のタイプを保持し、必要に応じて利用ルールを検討する。	イー1
	4 知床連山縦走線	B-①	B-①	現状のタイプを保持し、植生への影響の緩和措置を検討する。	イー2
	[登山道以外]				
第二 地域 ホ ロ ベ ツ ・ 知 床 五 湖 ・ カ ム イ ワ ツ カ	5 登山道以外 (河川利用・森林利用)	A	A	現状のタイプを保持し、自然環境への影響が懸念されないよう、利用ルールを検討する。	イー1
	[ホロベツ・岩尾別 ・知床五湖]				
	6 ホロベツ園地	C-②	C-②	現状のタイプを保持し、情報提供機能の充実と五湖の利用分散等の新たなフィールドの開発を検討する。	イー3
	7 幌別・岩尾別川	C-②	C-①	釣りのマナーや魚類資源保護のため、情報提供等利用適正化の措置を図る。	ロー1
	8 車道沿線(五湖まで)	D	D	現状のタイプを保持するが、渋滞やヒグマ対策も考慮し、自動車利用適正化等を検討する。	イー2
	9 町道岩尾別温泉道路	D	D	現状のタイプを保持するが、渋滞やヒグマ対策も考慮し、自動車利用適正化等を検討する。	イー2
	10 ホロベツ・岩尾別台地	A	A	現状のタイプを保持するが、五湖の利用分散等のため、利用ルールを検討する。	イー3
	11 知床五湖園地	D	D	現状のタイプを保持するが、混雑緩和、情報提供普及・啓発等の機能整備を検討する。	イー2
	12 知床五湖歩道	C-②	B-①	利用環境の質的向上を図るため、利用ルールを検討する。	ロー1
	[カムイワッカ]				

・羅臼湖・知床横断道路沿線地域	13 カムイワッカ	B-②	B-①	情報提供等による利用の集中緩和や安全対策等利用ルールを検討する。	ロー 1
	14 車道沿線(五湖以奥)	C-②	C-①	自動車利用適正化等の充実化を検討する。	ロー 1
	15 五湖以奥森林	A	A	現状のタイプを保持し、自然環境への影響が懸念されないよう、利用ルールを検討する。	イー 1
	[羅臼湖・知床横断道路沿線]				
	16 知床横断道路	D	D	現状のタイプを保持するが、利用ルールを検討する。	イー 2
	17 自然観察教育林	B-①	B-①	現状のタイプを保持するが、必要に応じて利用ルールを検討する。	イー 1
	18 羅臼湖	B-②	B-①	利用の集中を避けるため等の措置を検討する。	ロー 1
	19 羅臼温泉集団施設地区	D	D	自然環境の維持及び利用環境の改善を図り、利用の適正化を推進する。	イー 3
	20 熊越の滝	B-①	C-②	アクセス手法や歩道の維持・補修等を検討する。	ロー 2
	21 知西別岳一帯	A	A	現状のタイプを保持し、自然環境への影響が懸念されないよう、利用ルールを検討する。	イー 1
第知III西地別城岳周辺	22 その他森林等	A	A		イー 1
第ルIVサ地相泊沿線	23 車道沿線	D	D	自動車利用適正化や利用環境の改善等を検討する。	イー 2
	24 ルサ野営場計画地	B-①	C-①	自然環境及び利用環境の改善を検討する。	ロー 2
	25 河口部 (ルサ・オショロッコ・相泊)	B-①	C-①	必要に応じて河口部サケマス釣り等に関する利用ルールを検討する。	ロー 2

5-2 各地域・エリア別取り扱い方針

各地域・エリア別の取り扱い方針を以下のとおりとする。

なお、各地域の「現況」（自然環境、利用状況、公園計画・公園管理計画、保護・管理状況）及び「課題・問題点」については【別添－2】各地域の概要を参照のこと。

（1）第Ⅰ地域（知床連山地域）

（イ）基本方針

当該地域は、主峰の羅臼岳から活火山の硫黄山まで知床半島の脊梁が連なり、山麓・山腹部は針広混交林に覆われ、多くの野生動物が生息している。登山道沿いでも山麓の森林から稜線の高山植物群落まで多様な植生の垂直分布を見ることができ、多様で優れた自然を体験できる地域である。

しかしながら、一部登山道の荒廃や複線化、あるいは野営地等における植生への悪影響が見られ、また、し尿処理の検討やヒグマ対策の充実が求められている。

従って、以下の方針により原生的な自然環境の保全を図るとともに、利用者がこの優れた自然を持続的に体験できるフィールドとする。

（ロ）登山道沿線の共通方針

① 原生的な自然環境の下で、比較的高度な技術を要する登山体験を提供するものとし、ルートごとに管理レベルを検討し、当該地の自然環境及び自然体験の質に見合った管理（維持・補修）を行うものとし、利用の快適性向上を目指した登山道の管理は行わないものとする。

② 今後、利用による自然環境への著しい悪影響が懸念される場合には、利用の分散化への誘導等必要に応じて一定の「利用ルール」の下でのコントロールされた利用の検討を行う。

③ 登山利用に当たっては、基本的には登山者自身の経験と技術・装備に基づいて自己判断と自己責任によることを原則とする。

④ 登山利用状況と登山道や周辺植生の荒廃状況等の把握

入山カウンターや入林届により、方向別登山者数、山行日数、利用経路及び野営地等の利用状況並びに登山道と周辺植生の荒廃状況について継続的な把握を行う。

なお、道道知床公園線が平成17年度から概ね5年間にわたりカムイワッカでの道路工事による車両規制が行われ、登山利用にも影響が予想されるので、登山道沿線の植生変化のモニタリングや登山利用状況の把握を行う。

⑤ 登山道沿線修復手法の調査・検討

知床連山地域では、環境省や林野庁による登山道の維持・補修が行われているが、登山道の複線化や植生の衰退化が見られる場所がある。このため、登山道の維持・補修、野営地の周辺等についてその修復手法の調査・検討を行う。

⑥ 野営地の検討

羅臼平、三ツ峰や二つ池の野営地には、ロープにより暫定的に区画を明示しているが、利用状況等の把握や修復手法検討の進捗に併せて、野営地の明確化、野営範囲の確定（収容力）、野営場所のあり方等に関する検討を行う。

⑦ 一部登山道の付け替えの検討

湿原植生地等脆弱な植生地については、踏圧による影響を避けるため、湿原植生地等を迂回するルート等登山道の付け替えの検討を行う。

⑧ し尿対策の検討

日帰り登山者には、極力麓で用を済ますことや登山道沿線の主な休憩場所の付近は避けて排泄場所の分散を図ること及び使用済み紙等の持ち帰りの普及・啓発を行う。

また、携帯トイレの普及および回収システムについて検討を行う。

⑨ ヒグマ対策の情報提供等

登山時に必要なヒグマ対策の情報について、ビジターセンター等での普及・啓発やホームページを利用して周知するほか、巡視時に利用者に直接情報提供を行う。

また、フードロッカーについては、今後も設置・管理を継続する。

⑩ 岩尾別温泉の駐車対策等の検討

渋滞対策のため、町道岩尾別温泉道路の望ましい交通システムのあり方や登山口にふさわしい利用環境のあり方について検討を行う。

⑪ 登山利用に関する各種情報の提供、収集、周知、普及啓発のシステムについて検討を行う。

また、登山者と直接接する機会の多い宿泊施設、山岳ガイドとの協力体制等の構築についても検討を行う。

⑫ 遭難防止のための標識等は、景観を損なわず効果的な表示方法等の検討を行い、統一的なデザイン等で再整備の検討を行う。

⑬ 登山口の利用環境の維持・改善

情報提供施設（掲示板・案内標識、入山届収納場所等）の配置等、登山口周辺の利用環境の維持・改善を図る。

(ハ) エリア別の取り扱い方針

	エリア名	現状のタイプ	理想のタイプ	基本的方向性
1	岩尾別温泉～羅臼岳	B-②	B-①	ロ-1

① 登山利用の想定

連山登山道のうち最も利用されているルートである。利用者は、登山経験があり、必要な装備の判断ができ、自らの経験・技術に合わせて、知床の自然景観を楽しむことや、羅臼岳登頂の満足感・達成感を得ることを目的とした登山者（中級及び中級以上の指導者が同伴する 初級者）の利用を想定する。

② 維持・補修

既存施設の破損箇所等の修復、登山道の浸食等の発生・拡大を防ぐための修復整備及び登山道沿線の植生保護のための立入防止ロープ柵の設置等の維持管理を行う。

③ 巡視等

登山シーズンには定期的な巡視を行い、現況の把握と利用適正化に関する普及・啓発を行うとともに、施設や登山道の破損等を把握し、必要な対策を講じる。

	エリア名	現状のタイプ	理想のタイプ	基本的方向性
2	羅臼温泉～羅臼岳	B-①	B-①	イ-3

① 登山利用の想定

1のルートに比べ、行程が長く利用度が低いルートであることから、十分な体力と登山経験があり、必要な装備等の判断ができ、自らの経験・技術に合わせて、知床の原始的な雰囲気を体験し、羅臼岳登頂の満足感・達成感を得ることを目的とした登山者（中級以上）の利用を想定する。岩尾別コースへの利用集中の緩和のために、本コースの利用を推奨する。

② 維持・補修

登山道沿線の植生保護のための措置及び登山道の浸食等の発生・拡大を防ぐための最小限の修復整備を行う。

③ 巡視等

特に残雪期をはじめ登山シーズン前後に定期的な巡視を行い、現況の把握と利用適正化に関する普及・啓発を行う。また、登山者からの情報提供による危険箇所の情報収集等により、関係機関と連携して必要な対策を講じる。特に残雪期においては、関係機関と連携して誘導ロープ柵の設置等必要な対策を講じる。

	エリア名	現状のタイプ	理想のタイプ	基本的方向性
3	カムイワッカ～硫黄山	B-①	B-①	イ-1

① 登山利用の想定
 1のルートに比べて利用度は低いルートであることから、登山経験があり、必要な装備等の判断ができる、自らの経験・技術に合わせて、知床の原始的な雰囲気を体験し、硫黄山登頂の満足感・達成感を得ることを目的とした登山者（中級以上）の利用を想定する。

② 維持補修
 登山道沿線の植生保護のための措置及び登山道の浸食等の発生・拡大を防ぐため、最小限の修復整備を行う。

③ 巡視等
 登山シーズンには定期的な巡視を行い、現況の把握と利用適正化に関する普及・啓発を行う。また、登山者からの情報提供による危険箇所の情報収集等により関係機関と連携して必要な対策を講じる。

	エリア名	現状のタイプ	理想のタイプ	基本的方向性
4	知床連山縦走線	B-①	B-①	イ-2

① 登山利用の想定
 行程が長く時間と体力を要するコースで、必要な経験と技術を持ち、原始的で静寂な雰囲気の登山体験を目的とした登山者（上級）の利用を想定する。

② 維持補修
 登山道沿線の植生保護のための措置及び登山道の浸食等の発生・拡大を防ぐため、最小限の修復整備を行う。二つ池周辺については、登山道の荒廃や野営地の裸地拡大防止のために、ルートや野営指定地の変更も検討する。

③ 巡視等
 登山シーズンには定期的な巡視を行い、現況の把握と利用適正化に関する普及・啓発を行う。また、登山者からの情報提供による危険箇所の情報収集等により関係機関と連携して必要な対策を講じる。

④ ヒグマ対策
 既に設置しているフードロッカーについては、今後も維持・管理を継続し、損傷や老朽化が進んだフードロッカーは、必要に応じ更新する。

	エリア名	現状のタイプ	理想のタイプ	基本的方向性
5	登山道以外	A	A	イー1

① 河川での釣りと沢登り利用
 利用施設がない地域での利用であり、利用者へのヒアリングや現地調査により利用実態を把握し、必要に応じて一定の「利用ルール」の下でのコントロールされた利用の検討を行う。

② 森林でのガイド引率による利用
 適正な利用形態の一つになり得るものであるが、今後、利用が増加する可能性があり、自然ガイド団体へのヒアリング等利用実態を把握し、必要に応じ、手法、区域等を含めた一定の「利用ルール」の下でのコントロールされた利用の検討を行う。

(2) 第Ⅱ地域

(ホロベツ・知床五湖・カムイワッカ・羅臼湖・知床横断道路沿線地域)

(イ) 共通方針

ホロベツ、岩尾別、カムイワッカ及び羅臼温泉集団施設地区までの各区間は、多様な自然景観や野生動物との出会い等、知床の魅力にアクセスしやすい地域であるとともに、知床国立公園では登山者以外のほとんどの一般公園利用者が訪れる主要な利用地域である。これらのことから、この地域は多くの人に知床を次世代に引き継ぐことの大切さを理解してもらうために重要な地域と位置付けることができる。

しかしながら、利用の集中(時期的、場所的)、野生動物との軋轢(ヒグマとの遭遇、餌やり、希少な鳥類生息地・繁殖地への接近)等の課題があり、また、地区内の場所ごとにも各種の課題を抱えている。

これらの課題に対し、自然環境や野生動物に配慮した利用システムの確立と施設整備や管理体制の充実を図ることにより、十分な情報と質の高い自然体験を提供し、自然へのより深い理解を促進し、利用者が知床の素晴らしさを知り、より多くの満足感を得ることができるフィールドとする。

なお、自然環境や利用環境に悪影響が懸念される地域においては、望ましい交通システム（自動車利用適正化対策）の推進等、必要に応じて一定の「利用ルール」の下でのコントロールされた利用の検討を行う。

また、冬期間の雪上における利用については、野生動物への影響や安全対策等「利用ルール」づくりの検討を行う。なお、スノーモービル等の車馬の乗り入れは禁止されている。

(ロ) ホロベツ・岩尾別・知床五湖

	エリア名	現状のタイプ	理想のタイプ	基本的方向性
6	ホロベツ園地	C-②	C-②	イ-3
10	ホロベツ・岩尾別台地	A	A	イ-3

① ホロベツは斜里側の国立公園入口部分に位置し、情報発信及び管理・調査の中心的な施設として「知床自然センター」がある。ホロベツにおいては、利用の適正化のため、より充実した情報の収集・発信、普及・啓発の役割と公園管理拠点機能を充実させる。また、岩尾別も含め、ホロベツ以奥の利用集中緩和のため、新たな魅力の有るフィールド開発を担う場所とする。

② 情報提供、普及・啓発機能の充実

ウトロ地域との機能連携・役割分担を整理し、「知床自然センター」の機能・設備、運営・体制等の充実再整備等の検討を行う。

③ 利用の分散・新たな魅力有るフィールド開発

知床五湖の利用集中を緩和させることや、より知床の魅力を利用者に味わってもらい、知床を次世代に引き継ぐことの重要性を理解してもらうために、自然環境の保全上支障を及ぼすことのない範囲で、ホロベツ・岩尾別における無施設のガイドルートの設定やソフト事業としてのガイドウォーク等適正な利用への誘導を検討する。

④ しつとこ 100 平方メートル運動地

日本のナショナルトラスト運動の先駆けの一つである当該地では、自然再生の事業が実施されている。ここでは運動参加者を対象とした知床自然教室等が開催されており、知床の歴史や保護の重要性を伝える環境教育の場としても効果が期待される。

当該地では、斜里町において現在検討中のトラスト資産としての運動地の公開の是非やその手法に関する検討結果に沿った管理を行う。

⑤ 世界自然遺産地域の核心地域に指定されている海崖地域及び海浜台地

原則として人手を加えずに自然の推移に委ねることを基本とし、自然環境の保全上支障を及ぼすおそれのある行為は、学術研究等特別の事由がある場合を除き、各種保護制度に基づき厳正に規制する。

	エリア名	現状のタイプ	理想のタイプ	基本的方向性
7	幌別川・岩尾別川	C-②	C-①	ロ-1
<p>① 河川での釣りと沢登り利用が見られる。また、幌別川河口部では夏期から初秋にかけて多くの釣り人が集中したサケ・マス釣りが行われている。</p> <p>② 利用者へのヒアリングや現地調査により利用実態を把握し、必要に応じて一定の「利用ルール」の下でのコントロールされた利用の検討を行う。</p> <p>③ 特に岩尾別川・幌別川における渓流釣りについては、両河川はしれとこ 100 平方メートル運動によるサクラマスの復元事業が行われているとともに、シマフクロウなど魚食性希少鳥類の生息地でもあり、資源保護の観点から、利用ルールの検討を行う。</p> <p>また、幌別川河口部でのマス釣りについては、資源保護の観点に加えてヒグマ対策等に関するマナー向上の観点からも「利用ルール」の検討を行う。</p>				

	エリア名	現状のタイプ	理想のタイプ	基本的方向性
9	町道岩尾別線道路	D	D	イ-2
<p>① 夏期の登山シーズンには、町道岩尾別線の路上駐車車両による混雑が恒常的となっている。さらに、特に岩尾別川へのサケ・マスの遡上期にはヒグマの出没による安全対策も課題となっていることから、望ましい交通システムについての検討を行う。</p>				

	エリア名	現状のタイプ	理想のタイプ	基本的方向性
8	車道沿線（五湖まで）	D	D	イー2
11	知床五湖園地	D	D	イー2
12	知床五湖歩道	C-②	B-①	ロー1

① 知床五湖は、知床国立公園の代表的な景勝地で、年間約50万人が訪れる利用拠点であると同時に、ヒグマの高密度な生息・行動区域となっており、利用者の安全管理が大きな課題となっている。また、ホロベツから五湖に至る道道沿いは、ヒグマの出没に対する対策活動が最も多い地域である。

② 従来より、この知床五湖に内在する課題・問題点である「利用の集中」、「利用の安全性」及び「利用環境の質的向上」の3項目の解決について検討が進められ、既存の五湖周回歩道の対応について以下のような方向性（対応策）で検討が進められている。

③ 当該地区は次の二つの面が両立・調和した、知床の中心的利用拠点とする。

- * 知床五湖本来の原生的な自然の持続的な保全、及び国立公園ならではの質の高い自然とのふれあい・公園利用サービスの提供。
- * 知床五湖が担っている地域の観光産業の維持及び一般利用者の安全性向上と安定的な利用の提供。

④ 知床五湖園地の再整備と周回歩道の利用コントロール手法の検討

知床五湖園地（駐車場、便所、売店）は、混雑期間における駐車場入口や便所の渋滞の緩和対策及び情報提供、普及・啓発、レクチャー等の機能（ミニビジター）の整備の検討を行う。

既存周回歩道は、一定の「利用ルール」の下でのコントロールされた利用の検討を行う。なお、コントロール手法（法的・非法的ルール等）、及びガイドシステム、安全管理等の手法については関係機関、関係団体等と連携・協力して検討を行う。

⑤ 望ましい交通システムの検討

知床五湖への利用の集中による利用の質の低下や自然環境への影響が懸念され、さらに、ホロベツから五湖に至る道道沿いはヒグマの出没による安全対策も課題となっていることから、望ましい交通システム（自動車利用適正化対策）の導入について関係機関、関係団体等と連携・協力して検討を行う。

⑥ 夜間の道路沿線の利用の集中の対策検討

知床五湖に至る道路沿線における夜間の星空や動物観察のプログラムを行う車両台数が飛躍的に増加しつつある。夜間の静寂な雰囲気を維持・改善するため利用のルール作りについて関係団体等と連携・協力しての検討を行う。

⑦ 連携強化による「利用ルール」等の指導や普及・啓発方策の検討

当地域は、地元経済の一翼を担う観光とも密接に関連することから、利用者への「利用ルール」等の指導や普及・啓発等について、地域住民や関係事業者、関係行政機関との連携や協力は不可欠である。このため、これら関係者との円滑な意思疎通や情報伝達を図るために方策の検討を行う。

(ハ)カムイワッカ

	エリア名	現状のタイプ	理想のタイプ	基本的方向性
13	カムイワッカ	B-②	B-①	ロー 1
14	車道沿線（五湖以奥）	C-②	C-①	ロー 1
<p>① 知床への到達感を自動車で手軽に求めることができること、及び「秘境の秘湯」のキヤッヂコピーにより、シーズン中には利用が集中し、混雑や渋滞等が生じている。「利用ルール」づくりとその普及・啓発及び事前に自然や安全・危険等に関する情報を提供するシステムの確立と管理・巡視体制の充実を図る。</p> <p>② ルシャ地区への立入監視ゲート機能、カムイワッカ地区利用者への指導、硫黄山登山者への普及・啓発等の機能を果たす「フィールドハウス機能」及びその運営体制の検討を行う。</p> <p>③ 利用者の安全対策、立ち売り対策、トイレ対策等管理・巡視体制の充実を図る。</p> <p>④ 湯の滝までのルートの状況（険しさ、滑りやすさ等）や周辺の落石の危険性、救護に要する時間や強酸性による皮膚の炎症等について情報提供の充実を図る。</p> <p>⑤ 望ましい交通システムの検討 利用の集中やそれに伴う混雑が見られ、往時の秘境感を喪失しているうえ、利用上の快適性も損なわれている。このため、カムイワッカ地区での「自動車利用適正化対策」の継続・強化(期間延長・運行回数等の調整)、及びホロベツ以奥における望ましい交通システムの検討を行うことにより、利用の集中を緩和させ、一般的な利用者が適正な状況で知床への到達感・秘境感を味わうことができる場所とする。</p> <p>⑥ 秘境感を減退させるような工作物の新築は避け、既存工作物についても改良の際には、景観への配慮の検討を行う。</p>				

	エリア名	現状のタイプ	理想のタイプ	基本的方向性
15	五湖以奥森林	A	A	イー 1
<p>① 森林での自然ガイド引率による利用が見られる。適正な利用の一つになり得るものであるが、今後増加の可能性があることから利用実態を把握し、必要に応じて手法、区域等を含めた一定の「利用ルール」の下でのコントロールされた利用の検討を行う。</p>				

(二)羅臼湖・知床横断道路沿線

	エリア名	現状のタイプ	理想のタイプ	基本的方向性
16	知床横断道路	D	D	イー2
<p>① 知床半島を東西に横断して、利用拠点である羅臼温泉とウトロ温泉を結ぶ、自動車による主要な観光利用動線となっている。</p> <p>② 道路利用に伴う自然環境への影響を最小限に��止めるため、知床峠園地を除き通過利用を原則とし、道路付帯駐車場の新設や既存の拡張整備は原則として認めないものとする。</p> <p>③ 利用者による野生動物への餌やり等、野生動物の生態への悪影響を防ぐための「利用ルール」づくりとその普及・啓発を行う。</p> <p>④ 「利用ルール」等に関する情報については、ビジターセンターやホームページでの普及・啓発のほか、標識設置、現地指導、バスガイド等により普及啓発を図る。</p>				

	エリア名	現状のタイプ	理想のタイプ	基本的方向性
17	自然観察教育林	B-①	B-①	イー1
<p>① 知床自然観察教育林に指定されており、春先から初夏にかけ雪解け水ができる沼（ポンホロ沼）や幌別川沿いの滝等が鑑賞できるエリアで、簡易な遊歩道が整備されている。現地には駐車場がなく、また、案内板等も整備されていないため、自然ガイド引率による利用が中心であるが、知床の森林に比較的容易に触れることができるため、今後利用が増加する可能性を有するエリアである。</p> <p>② 必要に応じてアクセス手法や歩道整備のあり方等について検討を行う。</p>				

	エリア名	現状のタイプ	理想のタイプ	基本的方向性
18	羅臼湖	B-②	B-①	ロー1
<p>① 高山帯の湿原群を巡るルートで、近年利用者が増加傾向にある。湿原植生の保護を最優先とし、静寂な雰囲気の中でより質の高いトレッキング利用による自然体験を提供する場所とする。</p> <p>② 羅臼湖歩道入口へのアクセス手法としてシャトルバス等の導入（羅臼温泉～知床峠～ホロベツ～ウトロ）と併せて専用停車帯等利用の安全対策及び横断道路での違法駐車対策、入口表示の手法等について検討を行う。</p> <p>③ 近年、利用者が急激に増加しており、今後当該地の自然環境や体験の質に悪影響を及ぼすおそれがあることから、必要に応じて一定の「利用ルール」の下でのコントロールされた利用の検討を行う。また、より質の高い自然体験を得ることができるガイドシステムについても検討を行う。</p> <p>④ 羅臼湖歩道は、既存施設の破損箇所等の修復及び沿線の植生保護のために必要な整備や立入防止ロープ柵等により保護管理を行う。</p> <p>⑤ シーズンには定期的な巡回を行い、植生の保護状況等を把握し、必要な対策を講じる。また、外来種の侵入状況のモニタリング及びその対策等についても検討を行う。</p>				

	エリア名	現状のタイプ	理想のタイプ	基本的方向性
19	羅臼温泉集団施設地区	D	D	イー3
<p>① 羅臼側の国立公園入口の利用拠点として相応しい地域環境づくりと、自然環境に応じた適正な利用基地としての充実整備を図る。</p> <p>② 地域の事業者、団体等との連携・協力の下に、幅広い情報提供や保全意識等の普及・啓発を促進するための中心的な施設としてのビジターセンターの整備（新設）を進める。</p> <p>③ 新設ビジターセンターは、知床半島先端部地区の利用適正化推進の拠点施設としても位置付けられ、先端部地区利用者への情報提供や事前レクチャーのための機能の整備充実を図るものとする。</p>				

	エリア名	現状のタイプ	理想のタイプ	基本的方向性
20	熊越の滝	B-①	C-②	ロ-2
<p>① 羅臼温泉集団施設地区に近接し、樹林に囲まれた「熊越の滝」は、簡易な歩道が整備されており、滝や水辺の優れた自然景観が鑑賞できる探勝利用の地である。</p> <p>② 国道から分岐する「熊越の滝」に至る歩道の起点部分には駐車場はなく、かつ、国道のカーブ区間で前後に橋やトンネルがあるため、到達方法はシャトルバス等による安全な利用方法等アクセス方法や危険回避の方法等の改善の検討を行う。また、必要に応じ歩道の維持・補修等の検討を行う。</p>				

(3) 第Ⅲ地域（知西別岳及びその周辺地域）

	エリア名	現状のタイプ	理想のタイプ	基本的方向性
21	知西別岳一帯	A	A	イ－1
22	その他森林等	A	A	イ－1

① 知床横断道路沿線から南西には知西別岳一帯の国立公園区域が広がり、遠音別岳原生自然環境保全地域に接している。山麓の針広混交林から山腹・山頂部のダケカンバ林、ハイマツ群落まで、広く原生林に覆われ、利用施設はなく、春先にはスキー利用がある。

② 原生的な自然環境の保護を最優先とし、原生的な自然体験を味わえる場所として利用のための新たな施設整備は行わない。

③ 今後は利用実態の把握に努め、必要に応じて一定の「利用ルール」の下でのコントロールされた利用の検討を行う。

(4) 第IV地域（ルサ～相泊間の道路沿線地域）

	エリア名	現状のタイプ	理想のタイプ	基本的方向性
23	車道沿線	D	D	イ－2
24	ルサ野営場計画地	B－①	C－①	ロ－2
25	河口部（ルサ・オショロッコ・相泊）	B－①	C－①	ロ－2
<p>① 公園車道「ルサ相泊線」は公園（観光）道路として利用されている一方で沿線に点在する昆布番屋等の地域の生活道路としての役割を担っている。</p> <p>② 沿道景観の改善を図り、利用プログラムの策定を進めることにより、道路沿線における野生動物の観察、及び昆布漁等の地域産業と連携したエコツーリズム推進手法の一つとして検討を行う。</p> <p>③ 野生動物の観察マニュアル 手法、利用頻度、禁止行為等について検討を行う。</p> <p>④ 沿道景観の改善・向上 車道沿線の建築物や工作物について、当該地の風致景観になじみ、雰囲気を損なわないものとなるよう、その設置、形態、色彩、材質等について検討を行う。</p> <p>⑤ 外来植物の侵入 道路法面や海岸部へのフランスギク・アメリカオニアザミ等の侵入防止・排除手法について検討を行う。</p> <p>⑥ 情報提供・指導管理システム 「先端部地区」の利用適正化に資するため、利用者の指導、普及・啓発等の機能を果たすフィールドハウス機能及びその運営体制の検討を行う。</p> <p>⑦ ルサ野営場計画地（孵化場跡地）の取り扱いについて検討を行う。</p> <p>⑧ 相泊港、相泊温泉、セセキ温泉における車両の混雜や路上駐車等に対応できる望ましい交通システムの検討を行う他、今後、必要に応じて当該道路沿線の地先の海域も含めた利用ルールの検討を行う。</p>				

6 利用のコントロール

多様な生態系や自然環境の保全、適正な利用環境や安全性の確保のため、必要な地域において、利用の方法に一定の誘導あるいは制限（コントロール）を行うための事項・手法について、関係機関や団体と十分に調整を図りながら検討を進める。

なお、自然ガイドの活動に関しては、知床においてエコツーリズム推進モデル事業が進められており、知床エコツーリズム推進協議会において、本「中央部地区利用適正化基本計画」等を基に、推進計画や実施計画、地域別ガイドライン等を作成し実施していくことになっている。従って、ガイド引率による利用の適正化についても検討を行う。

7 利用の心得

「中央部地区」における様々な利用者が遵守すべき「利用の心得」を以下の項目に沿って定め、その普及・指導を図る。

なお、日頃から現地で利用者の指導を行っている団体や事業者等においても自主的に利用のルール・マナー等の検討が始まられていることから、今後それらの関係者とも連携して具体化の検討を進める。

（1）共通事項

（地域及び利用の形態にかかわらず、「中央部地区」の利用者全てが守るべき事項）

- ① 安全管理、自己責任に関する事項
- ② 一般的な事項

（2）特定利用地域・形態別事項

（特定の利用地域・形態に関して守るべき事項）

（「利用の心得」検討例は別紙参照）

8 施設整備

「中央部地区」は、良好な自然景観と多様な生態系を適正に保全しつつ、利用者により良い自然体験を提供し、さらにより良い形で後世に引き継ぐべき地域であるため、環境省をはじめとする関係機関や関係者が国立公園計画に基づき、保護及び利用のための施設を計画的に整備するものとする。

なお、自然環境の保全に悪影響を与えないよう利用者への指導・啓発を推進するために、情報提供、管理運営に関する以下の施設の整備を計画するものとする。

（1）拠点施設

利用の適正化推進の拠点施設として、羅臼側及び斜里側において利用者への情報提供や事前レクチャーのための施設の整備充実を図る。

例：「羅臼温泉地区」、「幌別地区」、「ウトロ地区」等における機能の整備充実。

（2）拠点補完機能

利用者への情報提供や的確な「利用ルール」運用のため、拠点施設を補完する機能として、必要に応じ「フィールドハウス（指導・啓発機能を持つ「関所（ゲート）」的

施設」) 等の設置の検討を行う。

(3) 啓発施設

知床国立公園の入口や登山口等には、必要に応じて利用の適正化の趣旨、「利用ルール」等を内容とした広報板等の設置を計画する。

9 管理運営

当該地区的利用は、関係法令の規定による規制に従い、また、本基本計画の「利用ルール」に沿って、利用者の「自己判断」と「自己責任」のもとに行われるものであるが、自然環境の保全に悪影響を及ぼさない利用に誘導するために、関係機関、団体等官民一体となった管理運営、普及啓発システムの構築を図り、以下の事項を計画する。

(1) 巡視・指導体制

関係行政機関と連携し、取り締まりや、普及・啓発、情報提供等利用者サービスを充実させるため、巡視・指導の要員の育成・配置を行うものとする。

(2) 広報・周知

- ① 「環境省自然保護官事務所」または「羅臼ビジターセンター」、「知床森林センター」、「知床自然センター」等において、利用に伴う自然環境への悪影響を防止し、利用の適正化を推進することの必要性、考え方、「利用ルール」の内容等について、利用者や事業者はもとより地域住民、漁業関係者等に対しても、パンフレットの配布、ホームページの開設等の多様な手法により情報の提供を行う。また、報道機関等のマス・メディアの協力も得て、広報・周知の徹底を図るものとする。
- ② 対象区域に関する最新の情報の収集把握に努め、「利用者」が事前に正確な情報を得られるような施設設備、体制の充実を図るものとする。

(3) 参画・協力体制

「中央部地区」の自然環境保全に悪影響を及ぼさない利用に誘導するための各種活動について、「利用者」や市民団体等の参画・協力を得る体制を確立する。

10 計画の充実補完

本基本計画は、「中央部地区」における現時点での望ましい保護と利用のあり方を検討したものであり、実施状況のモニタリングやその結果の解析・評価等のフィードバックにより、修正・充実を図るものとする。

今後は、本基本計画で示した方針を基に、さらに実効性を高めるため、最新の利用状況の把握に努め、関係機関、関係者とも協議の上、利用の期間、場所、利用の仕方等の具体的な誘導内容、レクチャーの仕組みを設ける等の「利用のコントロール」を行うとともに「利用の心得」を定め、その普及・指導を図っていく。

また、「知床国立公園管理計画」への反映や、自然公園法等各種法令の制度の導入について関係機関と協議しつつ検討する等、必要に応じ法令による制度の整備等により充実や補完を図るものとする。

【別添一】

「自然体験タイプ」の分類及び各エリアへの当てはめ手順

(1) 設定要因の抽出・整理及び相対評価

自然体験タイプ設定の要因は、地域の保全ランクを決定する「共通的要因：①～⑤」と自然体験タイプを規定する「物的環境：⑥⑦」「社会的環境：⑧⑨」「管理環境：⑩⑪⑫」が考えられる。

これらの要因について、1～3の相対評価を設定する。

共通的要因

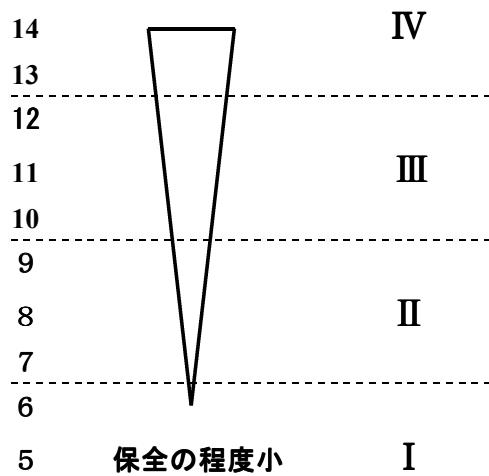
保護・規制計画			
① 国立公園保護計画		② 国指定鳥獣保護区	
特保・第1種特別地域	3	特別保護地区	3
第2種特別地域	2	特別・鳥獣保護区	2
第3種特別地域	1	鳥獣保護区	1
③ 世界自然遺産候補地		④ 森林生態系保護地域	
コア地区	3	保存地区	3
コア・バファ地区	2	保存・保全利用	2
バファ地区	1	保全利用地区	1

自然環境	
⑤ 景観・原始性	
多	3
中	2
少	1

保全ランク

評価点)

15 保全の程度大



物的環境

⑥ 改変の程度		⑦ アクセス難易度	
小	3	難	3
中	2	中	2
大	1	易	1

社会的環境

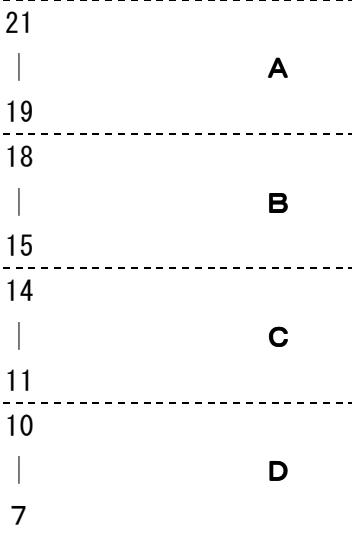
⑧ 利用密度		⑨ 利用形態	
低	3	野性的利用 (無施設地区・沢登り等)	3
中	2	自然ふれあい (観察・探勝・登山・釣り等)	2
高	1	周遊観光	1

管理環境

⑩ 施設整備		⑪ 情報提供		⑫ 解説・ガイド	
少	3	少	3	少	3
中	2	中	2	中	2
多	1	多	1	多	1

(評価点)

自然体験タイプ



(2) 「自然体験タイプ」の想定

各要因の組み合わせ・程度により、以下の「自然体験タイプ」が想定される。

表 1-1 想定される保全ランク（案）

共通的要因	①～④ 保護・規制計画	自然環境保護のための強い規制	自然環境保護のための規制がある	自然環境保護のための規制は少ない	自然環境保護のための規制は緩い
	⑤ 景観・原始性	原生的な自然環境が保たれている	歩道があるが、原生的な自然環境が保たれている	一般利用に供される未舗装車道があるが自然環境が保たれている	舗装車道があり、原始性は低い
	保全の程度 保全ランク (評価点)	大 ← IV 1 5 ~ 1 3	III 1 2 ~ 1 0	II 9 ~ 7	→ 小 I 6 ~ 5

表 1-2 想定される自然体験タイプ（案）

	自然体験タイプ (評価点)	タイプA 2 1 ~ 1 9	タイプB 1 8 ~ 1 5	タイプC 1 4 ~ 1 1	タイプD 1 0 ~ 7
物的環境	⑥ 改変の程度	自然の改変は無い	自然の改変が多少ある	自然の改変が一部ある	自然の改変がある
社会的環境	⑦ アクセス難易度	非常に困難（人力のみ）	困難（人力のみ）	やや困難	容易
社会的環境	⑧ 利用密度	低 利用者間の出会いはほとんどない	中 利用者間の出会いは少ない	中 利用者間の出会いはやや多い	高 利用者間の出会いは多い
管理環境	⑨ 利用形態 (体験の質)	野性的な自然体験 孤独／自由／静寂／自立／挑戦／危険の要素あり	自然ふれあい体験 自由／静寂の要素あり	自然探勝体験 より、利便性／安全性の要素が高い	散策・周遊体験 利便性／安全性の要素が高い
管理環境	⑩ 施設整備状況	利用施設／保護施設はない	利用施設／保護施設とともに最小限	利用施設／保護施設が見られる	利用施設／保護施設が優占する
管理環境	⑪ 情報提供 (注意標識や啓発標識類)	ごく少ない	少ない	少ない	多い
管理環境	⑫ 解説・ガイド	解説板はない 場合によっては自然解説員の案内が出来る	解説板は少ない 場所によっては自然解説員による案内もできる	解説板がある程度見られる 自然解説員による案内もできる	解説板が多くある 自然解説員による解説がある
	* ヒグマ対策	ヒグマの行動を最優先させ、場合によつては利用を制限する		誘因物除去や追い払い等により共存を図る	

(3)各エリアへの当てはめ

各エリアに各要因の相対評価点を当てはめると、以下のような表となり、各エリアの「保全ランク」及び「自然体験タイプ」が想定される。

表2 エリア・要因別相対評価一覧表（マトリックス表）

地域	エリア	共通的要因					保全 ランク	物的環境		社会的環境		管理環境				計		自然体験 タイプ			
		保護・規制計画		環境		(6) 現	(7) 理	(8) 現	(9) 理	(10) 現	(11) 理	(12) 現	(13) 理	(14) 現	(15) 理						
		(1)	(2)	(3)	(4)																
I	1 岩尾別温泉～羅臼岳	2.5	2	2	2	3	11.5	III	3 3	2 2	1 2	2 2	2 2	3 2	2 2	15 15	B B				
	2 羅臼温泉～羅臼岳	2.5	2	2	2	3	11.5	III	3 3	2 2	2 2	2 2	2 2	3 2	2 2	16 15	B B				
	3 カムイワカ～硫黄山	2.5	2	2	2	3	11.5	III	3 3	2 2	2 2	2 2	2 2	3 2	2 2	16 15	B B				
	4 知床連山縦走線	3	3	3	2	3	14	IV	3 3	3 3	2 2	2 2	2 2	3 2	3 3	18 17	B B				
	5 登山道以外	3	3	3	3	3	15	IV	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	21 21	A A				
II	6 ホロベツ園地	2.5	2	2	3	2	11.5	III	2 2	2 2	2 1	1 1	2 2	2 2	1 1	1 1	11 11	C C			
	7 幌別・岩尾別川	3	1	3	3	2	12	III	2 2	2 1	1 1	1 2	2 2	2 2	1 2	3 2	12 13	C C			
	8 車道沿線(五湖まで)	2	1	1	1	1	6	I	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	2 2	8 8	D D			
	9 町道岩尾別温泉道路	1.5	1	1	1	1	5.5	I	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	8 8	D D			
	10 ホロベツ台地	2.5	2	2	2	3	11.5	III	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	21 21	A A			
	11 知床五湖園地	3	3	1	2	2	11	III	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	2 2	8 8	D D			
	12 知床五湖歩道	3	3	1	2	2	11	III	2 2	3 2	2 3	2 3	2 2	2 2	1 1	1 1	12 15	C B			
	13 カムイワッカ	2	1	2	2	2	9	II	2 2	2 2	2 2	1 2	3 3	2 3	2 1	2 2	15 15	B B			
	14 車道沿線(五湖以奥)	2.5	1	1	1	2	7.5	II	1 1	2 2	2 2	1 1	1 1	2 1	1 1	2 1	11 11	C C			
	15 五湖以奥森林	2.5	1	1	1	3	8.5	II	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	21 21	A A			
	16 知床横断道路	2.5	2	2	2	1	9.5	III	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	2 2	8 8	D D			
	17 自然観察教育林	1	2	1	1	3	8	II	3 3	3 3	2 3	2 3	2 2	2 2	3 3	2 2	18 16	B B			
	18 羅臼湖	3	2	2	2	3	12	III	3 3	3 3	2 2	1 2	2 2	2 2	2 1	2 3	14 15	B B			
	19 羅臼集団施設地区	2	1	1	1	1	6	I	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	2 1	8 8	D D			
	20 熊越の滝	2	1	1	1	2	7	II	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 1	3 2	15 13	B C			
III	21 知西別岳一帯	3	2	3	3	3	14	IV	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	21 21	A A			
	22 その他森林等	3	2	2	2	3	12	III	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	21 21	A A			
IV	23 車道沿線	1	1	1	1	1	5	I	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	2 2	8 8	D D			
	24 ルサ野営場計画地	1	1	1	1	2	6	I	2 2	3 2	2 3	1 1	2 3	2 3	1 1	3 2	18 12	B C			
	25 河口部(ルサ・オショロコ・相泊)	1	1	1	1	1	5	I	1 1	2 2	2 3	2 1	2 2	2 3	2 2	3 3	15 14	B C			

I 知床連山地域

II ホロベツ・知床五湖・カムイワッカ・羅臼湖・知床横断道路沿線地域

III 知西別岳及びその周辺地域

IV ルサ～相泊間の道路沿線地域

① 国立公園保護計画

② 国指定鳥獣保護区

③ 世界自然遺産候補地

④ 森林生態系保護地域

⑤ 景観・原始性

⑥ 改変の程度

⑦ アクセス難易度

⑧ 利用密度

⑨ 利用形態

⑩ 施設整備

⑪ 情報提供

⑫ 解説・ガイド

現=現状の姿

理=あるべき姿

【参考－1】

各エリアの位置付け

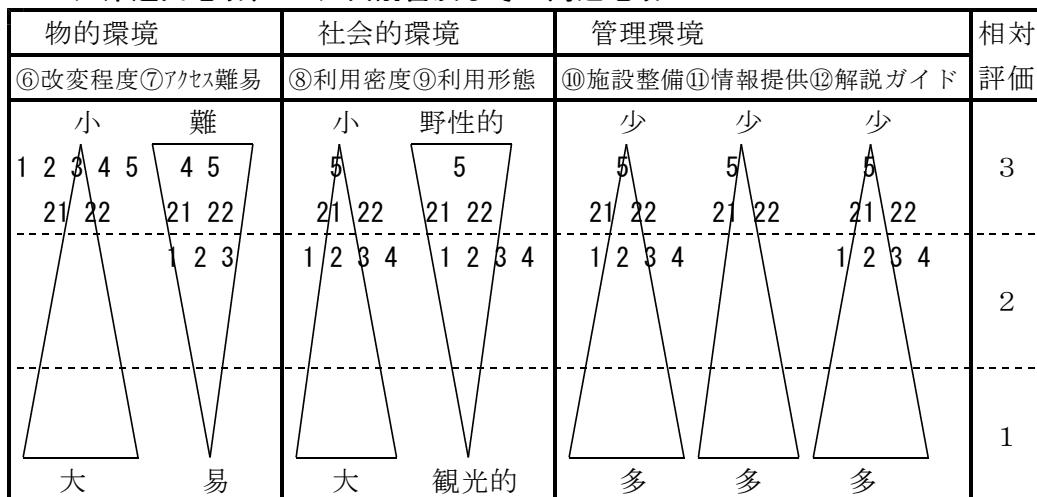
各エリアの「自然体験タイプ」は、以下のように整理される。

タイプ設定要因⑥～⑫相対評価合計による位置付け			
評価点	現状の姿 *	あるべき姿 *	自然体験タイプ
7			
8	8 9 11 16 19 23	8 9 11 16 19 23	タイプ D
9			
10			
11	6 14	6 14	
12	7 12	24	タイプ C
13		7 20	
14	18	25	
15	1 13 20 25	1 2 3 12 13 18	
16	2 3	17	タイプ B
17			
18	4 17 24	4	
19			
20			
21	5 10 15 20 21 22	5 10 15 20 21 22	タイプ A

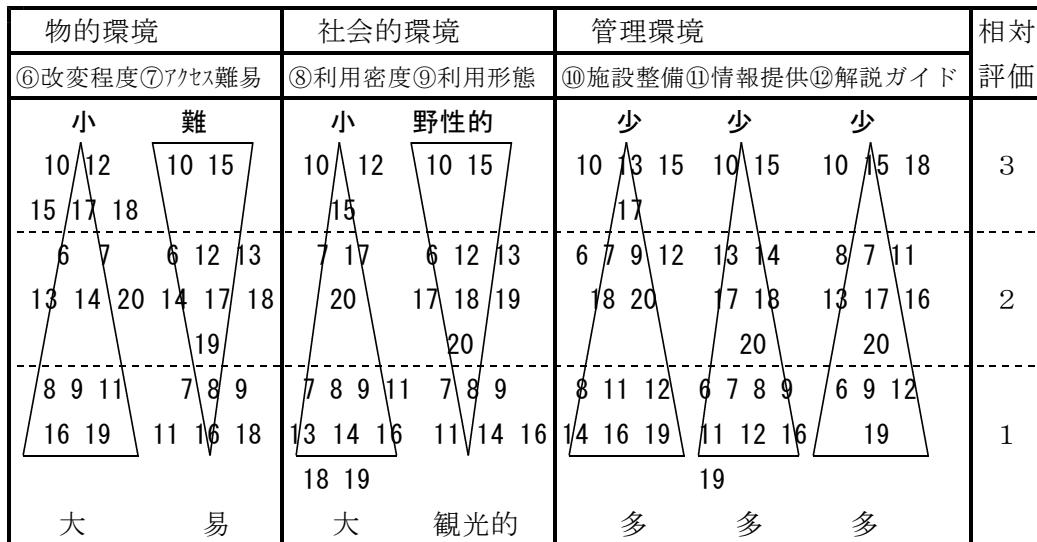
*赤・青数字はエリア番号

【参考-2】 各地域・エリアの位置付け概念図

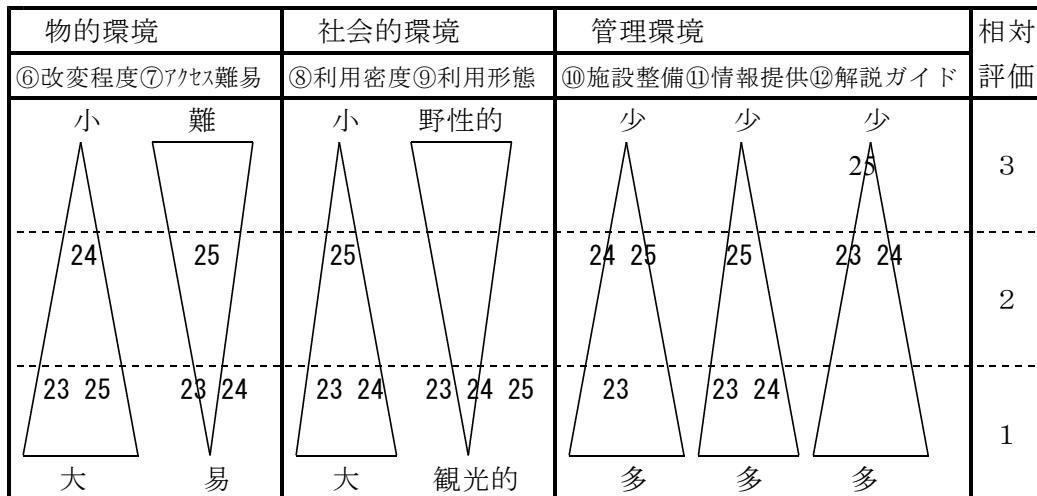
I 知床連山地域、III 知西別岳及びその周辺地域



II ホロベツ・知床五湖・カムイワッカ・羅臼湖・知床横断道路沿線地域

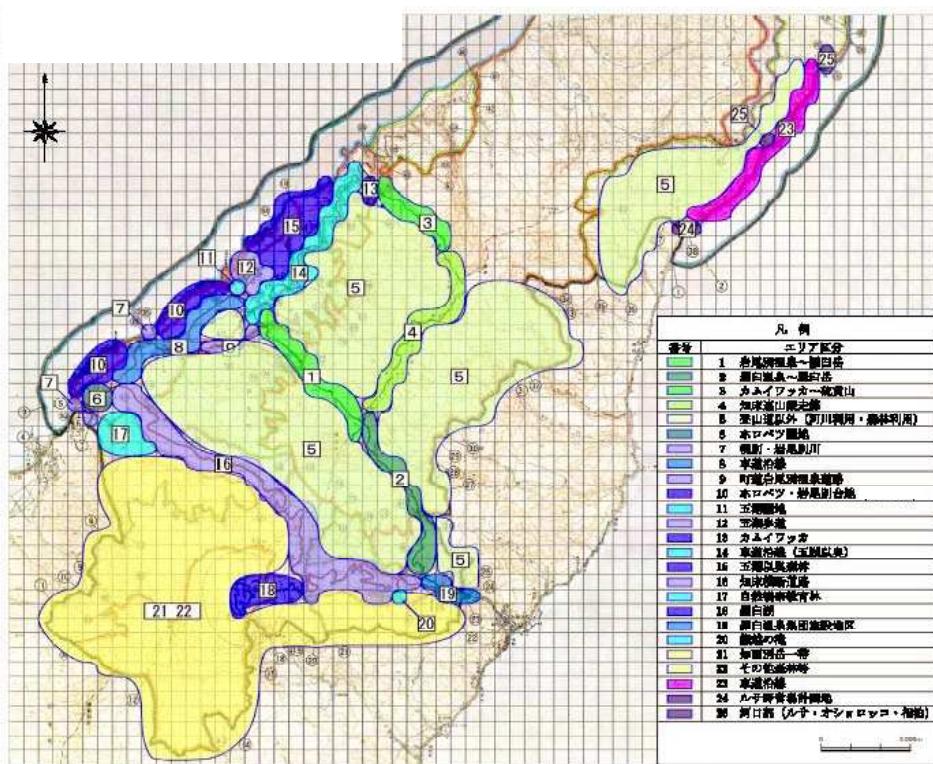


IV ルサ～相泊間の道路沿線地域

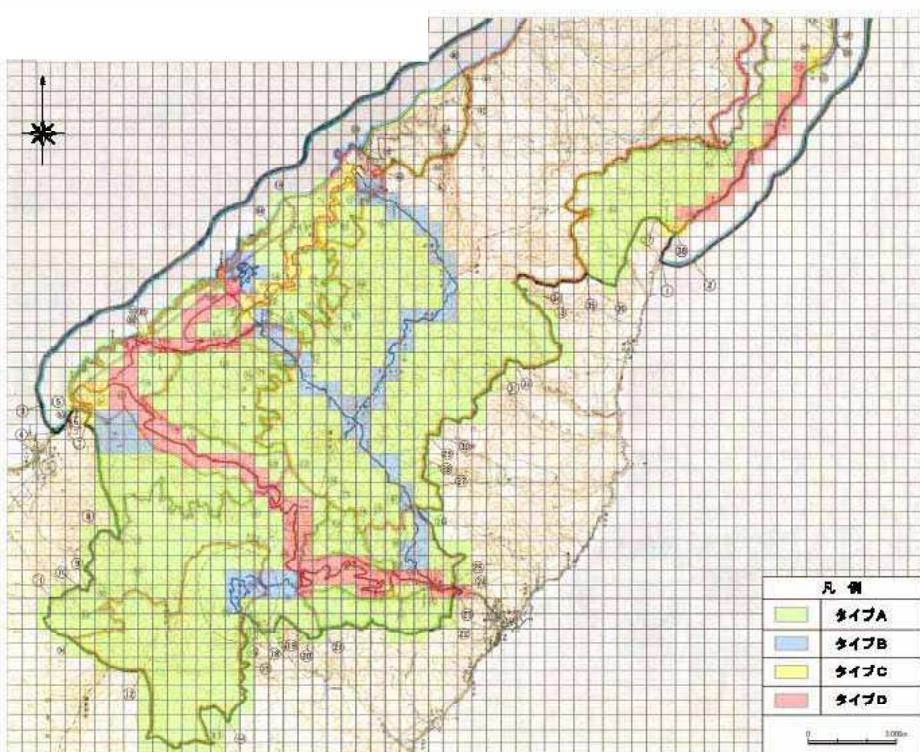


* 枠内の数字はエリア番号

【参考－3】 エリア区分の配置図



【参考－4】 自然体験タイプ（理想）の配置概念図



【別添－2】各地域の概要

(1) 第I地域（知床連山地域）

① 自然環境

- 植生状況は、山麓部から稜線部にかけて明確な垂直分布を示す。
- ・尾根筋：ハイマツが植生
 - ・高山帯：多様な高山植生（ハイマツ・雪田群落・砂礫地植物群落）
 - ・山麓部：針広混交林（トドマツ・ミズナラ）、ダケカンバ（広葉樹林）
 - ・希少種等：シレトコスミレ、メアカンキンバイ
 - ・山麓部登山道沿いの岩峰：高山帶植物（レリック）

② 利用状況

ア 登山道を利用した登山利用（以下「登山利用」という。）が主体。

岩尾別温泉登山口～羅臼岳登山（年間推定6千人から1万人、H16：8,900人）、知床連山縦走（年間推定5百人から1千人、H16：840人）及びカムイワッカ登山口～硫黄山登山（年間推定5百人から1千人、H16：580人）の利用が多く、羅臼温泉登山口～羅臼岳登山（年間推定4百人程度、H16：380人）の利用頻度は低い。

イ 山麓部河川での、釣り利用や沢登り利用が見られる。

ウ 山麓部森林へのガイド引率による入り込み、早春の知床峠から羅臼岳方面への登山については情報不足。

③ 公園計画等の概要

ア 公園計画

歩道計画…硫黄山登山線、羅臼平・知円別岳線、羅臼岳登山線

イ 公園管理計画

主として登山利用に供する。

○グリーンワーカー事業等により、関係機関と協力して点検、補修、植生の保護・復元を行う。

○登山利用上の危険防止及び植生保護の為の必要な措置を行う。

○野営地の限定と区域の明確化（羅臼平・三ツ峰・二つ池・銀冷水・硫黄山第一火口・弥三吉水・泊場）

④ 保護・管理状況

ア 岩尾別温泉～羅臼平

標識設置土壌積・水切り・ロープ張り（H4～旧特定重点事業）

イ 羅臼温泉～羅臼平

標識設置（H4～旧特定重点事業）

ウ 岩尾別温泉～縦走路～硫黄山登山口

登山者指導・ゴミ除去・トイレ場状況・登山道状況監視（H13～GW事業）

エ 野営地でのヒグマ対策用フードロッカー設置（H10～H14 環境省）

オ 野営地明確化（羅臼平・三ツ峰）と標識整備（H12・13 北海道森林管理局保護林緊急対策事業）

カ 二つ池野営地明確化と植生保護措置（H16 環境省）

キ 登山者の把握（入山カウンター（H16～）、入山簿の設置）

⑤ 課題・問題点

ア 登山道の荒廃・複線化（大沢、三ツ峰、サシリイ岳、二つ池等）

- ・大沢等では、雪渓が夏まで残るため融雪に合わせて登山道が変化（複線化、植生に影響）

- ・融雪時の登山道水没やぬかるみによる登山者の植生地歩行（複線化、植生に影響）

- ・登山者踏み固めと融雪水による登山道のガリ、侵食

イ 植生の荒廃懸念（二つ池湿原植生、羅臼平メアカンキンバイ等）

- ・環境省版レッドデータブック IB類のメアカンキンバイ生育地を登山者が休憩地や野営地に利用（羅臼平）

- ・7月の3連休等登山者が多い日にテント数が収容力を越え、植生地に野営（二つ池）しており、各野営指定地で裸地が拡大している。

- ・融雪時の登山道水没・ぬかるみによる登山者の植生地歩行（複線化、植生に影響）

ウ し尿処理

- ・使用済み紙、におい、水質の問題、トイレ道（踏み分け道）の増加。

エ 利用環境

- ・岩尾別温泉から羅臼岳登山では、7・8月を中心に長蛇の列が出来る事もある。

- ・7月の3連休等は縦走者も多く、野営地（二つ池等）も野営者であふれている。

オ 登山者の安全対策

- ・ヒグマ対策及び必要最低限の装備（地形図・コンパス・防寒具他）の携帯

- ・迷いやすい場所への標識・ロープ設置等

- ・野営指定地の収容力を超える宿泊者が幕営するために、ヒグマ対策食料保管庫の収容量力も超えてしまい、テント内に食料等を保管するものが見られ、安全管理上問題がある。

カ 町道岩尾別温泉への登山車両の駐車

- ・登山シーズンは、路上駐車が多く、路線バスの通行を妨げる事もある。

キ 管理者体制（巡視体制）

- ・巡視強化、巡視員の確保、関係機関との連携。

(2) 第Ⅱ地域

(ホロベツ・知床五湖・カムイワッカ・羅臼湖・知床横断道路沿線地域)

① 自然環境

原生的な森林、高山植生（ハイマツ）、湿性植生（羅臼湖）、旧開拓地での森林再生地、湖沼景観、断崖景観、山岳景観、エゾシカ等の野生動物観察、サケ・マスの遡上等多様な自然環境を保つ地域。

② 利用状況

ア 一般観光利用（知床五湖：年間約50万人、カムイワッカ、幌別）

- ・夏期は特に利用者が多く、知床五湖、カムイワッカでは車両の渋滞や利用の混雑が生じる。

イ ガイドによる引率利用（知床五湖、ホロベツ、夜の自然観察等）

ウ スキー等の冬季利用（ホロベツ、岩尾別台地上、流水の海岸部、知床峠、羅臼湖）

- ・岩尾別から知床五湖・岩尾別温泉へのスキー利用等がある程度見られる。

- ・ホロベツ～知床峠では、スキー利用が見られるが利用者は多くない。

- ・羅臼湖では、春先にスキー利用が見られる。（利用者数は不詳）

エ 幌別川・岩尾別川での河口部、特に幌別川では収奪的な釣りが行われている。

オ 横断道路沿線

- ・自動車による利用。知床峠や連山、北方四島の視点場で風景鑑賞。

- ・ポンホロ沼（自然観察教育林）では、自然観察利用が見られる他、ガイド引率あり。

カ 羅臼湖歩道

山岳景観・湿原景観の探勝・自然観察。年間推定3千人程度が利用（H16 カウンタ一調査：5,501人、入林簿：3,205人）。ガイド引率あり。

キ 羅臼温泉集団施設地区

ビジャーセンター（年間利用者数 約8,000人）、野営場、遊歩道等が整備されている。

③ 公園計画等の概要

ア 公園計画<利用計画>

- ホロベツ（園地・駐車場・博物展示施設・野営場）

知床峠及び知床五湖方面への入り口に当たり、両地域への入り込み調整機能を有する利用拠点として各種施設の計画。

- 知床五湖（園地・歩道・指定湖沼）

五湖入口における利用者の休憩、案内、利便のための施設と歩道の計画。

- カムイワッカ（園地：硫黄山登山口付近に小規模な展望休憩施設の計画）

- 岩尾別温泉（宿舎：探勝及び登山利用者のための簡易宿泊施設の計画）

- 岩尾別（宿舎：探勝利用者のための簡易宿泊施設の計画）

- 車道（ホロベツ・カムイワッカ線、岩尾別線、ウトロ・羅臼線）

- 羅臼温泉集団施設地区

○ 知床峠（園地：短時間の展望利用に供する地区とし、施設は必要最小限にとどめる。）

○ 歩道（羅臼湖線：自然探勝路として整備。なお、施設整備に当たっては、湿原保護に配慮が必要）

イ 公園計画＜利用規制計画＞

○ ホロベツ～羅臼温泉間の車道

ハイマツ帯を含む原生林内を通過し、道路利用に伴う自然環境への影響を最小限に止める必要がある。規制方法は、通過型利用を促進するものとし、道路の駐車規制の継続について関係機関と調整が必要。

○ ホロベツ・カムイワッカ線沿線、知床五湖

知床五湖は原生的景観を有する地域であり、利用最盛期における車両の入り込みを制限について検討する必要がある。規制方法は、自動車利用適正化要綱に基づき関係機関との調整が必要。

ウ 公園管理計画

○ 自然環境に応じた適正な利用に供する。（ホロベツ、知床五湖、カムイワッカ）

○ 宿 舎

岩尾別温泉は、現状の施設規模にとどめる。岩尾別は今後の利用動向により検討。

○ 園 地

ホロベツは、利用拠点としての広場と案内・解説版の充実。

知床五湖は、駐車場・休憩施設は現状の規模にとどめる。

カムイワッカは、硫黄山登山口付近の展望施設にとどめる。

知床峠は、短時間の展望利用に供する為、施設は現状維持とし、案内板、解説版の充実を図る。

○ 博物展示施設

ホロベツ地区は、自然探勝と自然保護教育活動拠点として充実を図る。

○ 駐車場

ホロベツ地区の駐車場は、マイカー規制の要となる施設であり規模等は、自動車利用適正化対策の中で検討していく。

○ 道路（車道）

ホロベツ・カムイワッカ線の五湖以奥の改良は、急峻な地形の為自然環境に与える影響が大きく、慎重に取り扱う。

ウトロ・羅臼線は、主として自動車による通過利用とする。道路付帯駐車場の新設及び既存の拡張は原則として認めない。供用期間延長のための防雪施設等は、自然環境及び景観への影響を考慮し慎重に検討する。

○ カムイワッカ湯の滝

利用計画では把握していない。基本的には自己責任の利用であるが、その対策等について関係機関と検討を行う。

○ 羅臼温泉集団施設地区

公園利用の拠点地域として、自然環境に応じた適正な利用に供する。

○ 羅臼湖線歩道

植生保護のため、歩行区域の限定等必要な措置を講ずる。無制限な利用を防ぐため、入口標識の整備は行わない。

エ 半島先端部地区利用適正化基本計画

○ 抛点施設：利用の適正化推進の拠点施設として、利用者への情報提供や事前レクチャーのための機能の整備充実を図る。

(羅臼温泉地区、ホロベツ地区、ウトロ地区)

④ 保護・管理状況

ア ホロベツ地区

自然センター（斜里町）及び歩道・駐車場整備（北海道）等利用拠点施設の充実。

イ 知床五湖

休憩所・展望台（斜里町）及び歩道・駐車場・トイレ整備（北海道）等利用拠点施設の充実。

ウ 知床五湖以奥

マイカー規制の実施（H11年以降、夏期23日間を規制、H17年は70日間）

エ ヒグマ対策

知床財団、斜里町、羅臼町、環境省により、ヒグマ出没地域（ホロベツ・カムイワッカ・岩尾別・その他地区）一円において誘引物除去、利用者への情報提供と啓発。

オ 羅臼湖

植生保護のための木道整備（北海道）。登山者の把握（入山カウンター設置や入林届ボックス設置）。巡視。

カ 知床峠

清掃活動による清潔の維持、移動販売車の規制等。

⑤ 課題・問題点

ア 夏期利用の集中

秘湯・秘境イメージの消失（カムイワッカ）、利用快適性の低下、車両渋滞（五湖・カムイワッカ）、集中・過剰利用対策地（代替地等）の欠如。夜の星空や動物観察プログラムの過密化。

イ より深い自然への理解を得られる質の高い自然体験機会の提供

山岳や断崖の景観、野生動物との遭遇、原生的な森林、旧開拓地の森林再生など当該地区は、様々な魅力が凝縮された地区である。利用者がより深い自然への理解やより質の高い自然体験提供の推進。

ウ カムイワッカ地区（安全利用、立売り、トイレ対策）

エ 羅臼湖

歩道利用者の増加。道の拡幅（但し、今のところ湿性植生への影響はない）、入込み增加に伴う帰化植物の侵入懸念。歩道入口付近での路傍駐車。

オ 動物への餌やり問題（全域）

カ 希少鳥類対策

冬期利用による希少鳥類生息（繁殖）への影響懸念

キ ヒグマ対策に係わるの課題

知床五湖、及び、知床自然センターから知床五湖に至る道路沿いが、知床で最もヒグマとの軋轢が問題になっている地域である。ヒグマ対策体制の充実、ヒグマ生息地における利用システムの確立、これらにかかる管理コストの確保が大きな課題となっている。

(3) 第Ⅲ地域（知西別岳及びその周辺地域）

① 自然環境

ダケカンバ林とハイマツ群落が主体

② 利用状況

春先のスキー利用（利用者数は不詳）

③ 現在の公園計画等の概要

ア 公園計画

利用計画はなし。（保護計画は特別保護地区及び第1種特別地域）

イ 公園管理計画

一般の直接利用には供さない。

④ 保護・管理状況

利用施設・ルート等が全くなく、利用者数も極めて少ない。

⑤ 課題・問題点

利用実態の把握を進める。

(4) 第IV地域（ルサ～相泊間の道路沿線地域）

① 自然環境

- ・ルサ川の中・上流域はハンノキ・ダケカンバ・トドマツ等からなる針広混交林で、希少な鳥類が生息する等原生的な自然環境が保全されている。
- ・道路沿線の山側は急傾斜地となっており、夏期には落石・岩盤崩落が、冬期には雪崩の発生が見られる。また、法面はフキ・イタドリ・ササが群生している他、フランスギクやアメリカオニアザミ等の外来草本の侵入も見られる。
- ・海側は路肩から石礫浜・岩礁地で平坦地が極めて少ない地形が続いている。途中の瀬石、相泊の海岸に温泉が湧出しており、車道終点は相泊漁港が整備されている。

② 利用状況

- ア 公園計画車道ルサ相泊線は、公園利用者の公園（観光）道路としての利用されている一方で沿線に点在する昆布番屋等の地域の生活道路としての役割を担い、比較的利用の多い道路である。
- イ 相泊は、知床沼・知床岬方面縦走の基点としても利用されている。
- ウ 一部の海岸は、羅臼～ウトロ間のシーカヤック発着場として利用されている。
- エ 昆布漁期は、昆布番屋周辺の車道に路肩駐車が目立つ。
- オ テレビドラマ「北の国から」の純の番屋、相泊温泉、瀬石温泉の露天風呂への人気が高い。
- カ ルサ川、オショロッコ川、相泊川河口部では8～11月サケ・マス釣り利用がある。
- キ ルサ川中・下流域での渓流釣り利用が見られる。
- ク 利用の最盛期には、相泊等の駐車場周辺では利用者の車両による混雑がみられる。
- ケ 海域部（普通地域）では、シーカヤック、動力船による利用が見られる。

③ 公園計画等の概要

ア 公園計画

- ・ルサ相泊線車道 東海岸線を探勝する路線として、整備に当たっては沿線の風致維持に配慮する。
- ・ルサ野営場（未整備）

イ 公園管理計画

○ 相泊、北浜地区

公園の利用地域として、それぞれの自然環境に応じた適正な利用に供する。番屋の新設は、極力抑制する。

○ ルサ相泊線車道

交通安全・危険防止等のための改良は、風致景観に支障のないよう調整を図る。

○ ルサ野営場

事業執行については、今後の利用動向により検討する。

ウ 半島先端部地区利用適正化基本計画

○ 拠点補完機能

「利用者」への情報提供や的確な「利用ルール」運用のため、拠点施設を補完す

る機能として、必要に応じ「フィールドハウス（指導・啓発機能を持つ「関所（ゲート）的施設」）や「現場監督員詰所」等の設置を計画する。

④ 保護・管理状況

ア 岬方面

岬方面立入り者に対しては、注意喚起標識がある他、入林届ボックスが設置・管理されている。

イ 道路は管理者（釧路土木現業所）により、維持管理が行われている。

⑤ 課題・問題点

ア 半島先端部利用者：立入り利用者に対する指導・啓発手法の確立。

イ 外来植物の進入：道路法面や海岸部における外来植物の進入に係わる対策。

ウ 野営地対策：野営指定地外での野営（ルサ、相泊港）。

エ ヒグマ対策：春先の民家付近へのヒグマ出没。

オ エゾシカの増加：交通事故の発生及び植生の変化。

カ 自動車利用適正化対策：ルサ・相泊間の道路沿線における車両による混雑の緩和

キ 景観・雰囲気の悪化：道路及び法面の工作物や沿線の漁業施設、広告物等の乱立。

別紙

7 「利用の心得」（立ち入りに当たっての留意事項、禁止事項）の検討例

（1）共通事項

① 安全管理に関する事項

（ヒグマ対策）

- ・ 当地区は、ヒグマの高密度生息地であり、いつでもヒグマに遭遇する可能性があるため、利用者の安全確保とヒグマの自然な行動形態を変化させないために以下のことについて十分に留意するほか、知床自然センターのホームページ等での注意事項を守ること。
- ・ ヒグマに対して餌を与えないこと。
- ・ ヒグマ等の野生動物を誘引しないよう、野外での焼肉や食べ歩き、釣った魚や弁当殻、ジュース缶やゴミを捨てる等の行為をしないこと。
- ・ 野営場や野営指定地以外では野営しないこと。
- ・ ヒグマの生息密度が特に高い場所や季節的にヒグマが集中する場所等、立ち入りを控えるよう指示された場所には立ち入らないこと。
- ・ エゾシカや漂着した海獣類等の動物の死体があった場合、ヒグマが餌付いている恐れがあるので不用意に近づかないこと。
- ・ ヒグマと至近距離で不意に出会うことが事故の原因となる見通しの悪い場所では声を出す等あらかじめ人の存在を伝える努力をすること。
- ・ 常に周囲に気を配り、ヒグマの痕跡には注意を払うこと。（特にサケマス遡上時期の河川等はヒグマが集まりやすい。）
- ・ 夜間や薄明薄暮、濃霧の時等視界が効かない時には、突発的な遭遇が起りやすいで、なるべく野外で行動しないようにすること。
- ・ 進行方向にヒグマを目撃した場合は、ヒグマを刺激しないように引き返す等適切に行動すること。
- ・ ヒグマ等の野生動物に食料やゴミを取られたり、これらを狙って近づく個体が確認された場合は速やかに引き返すこと。（取られたものは取り返さないこと。）また、他の利用者の安全性確保のため、自然保護官事務所（ウトロ・羅臼）、羅臼町役場または知床自然センターのいずれかに速やかに連絡すること。
- ・ 車から離れる際は、クマスプレー、フードコンテナ、鈴等安全管理、事故防止のための装備を備えること。

② 一般的事項

（原則）

- ・ 当地区的自然環境が損なわれることのないよう、利用者は自然環境の保護に対する意識を高く持ち、野生動物の行動が利用者により変化しないよう配慮するとともに、自然環境へのインパクトを極力抑制するよう配慮すること。
- ・ 自然ガイド等によって収益事業を行う「事業者」は、日頃から情報の収集を行い、対

応する一般「利用者」に対し、当「利用の心得」に関する啓発・教育に心がけ、彼らの行動に責任を持つこと。

- ・ 次に訪れる利用者に当地区ならではの自然体験が味わえるよう、利用の痕跡を残さないようすること。

(自然物への干渉)

- ・ 外来種は故意に持ち込まないこと。また、無意識の持ち込みを防止するため、衣服、靴等に付着した種子等の除去に努めること。
- ・ 土石や植物を採取したり、傷つけたりしないこと。
- ・ 岩石、立木等に落書きをしないこと。

(野生動物への干渉)

- ・ 動物の撮影や観察を目的として個体、群れ、繁殖地には近づかないこと。
- ・ キタキツネ、ヒグマ、野鳥等野生動物に餌を与えないこと。
- ・ 夜間にライトによる照射で必要以上に動物を驚かしたり、追い立てる等の行為を行わないこと。
- ・ ペットは原則として野外で同伴しないこと。

(植生保護等)

- ・ 歩道や登山道では、道を踏み外さないこと。

(騒音)

- ・ 騒いだり、大きな音を出す等、当地区の静寂な自然環境の雰囲気を壊すような行為は行わないこと。（ヒグマ対策は除く）

(ゴミの処理)

- ・ ゴミは埋めたり、燃やしたりせず全て持ち帰ること。なお、羅臼町内においては、持ち帰るか観光客専用指定ごみ袋を利用し専門業者に渡すこと。

(その他)

- ・ 海産物の採取や漁業活動・施設（コンブ干し、定置網、番屋施設等）に立ち入る等漁業活動に支障を与える行為を行わないこと。
- ・ 自然保護官、森林官、巡視員、監視員など管理者の指導、指示に従うこと。

（2）地域別事項

第Ⅰ地域（知床連山地域）

(事前準備)

- ・ 自己の体力と自然条件等を勘案し、事前に十分検討した余裕のある日程の計画を立てること。
- ・ 行き先、日程等は家族等にも知らせておくこと。また、登山や立ち入りに際して、関係機関等への手続きが必要な場合は、事前に済ませておくこと。
- ・ 万が一の遭難事故の場合には、地元関係者に多大な迷惑をかけることになることを十分に認識し、保険契約等の対応に万全を期することとし、事故発生に際しての対応策についても、十分に検討しておくこと。
- ・ 防寒着や食料等の装備は十分に用意し、地形図やコンパスを携行すること。また、利用形態に応じ、安全管理、事故防止のための装備を備えること。

- ・ 単独行動は原則として避けること。

(情報収集等)

- ・ 立入に当たっては、羅臼ビジターセンター或いは知床自然センターで自然情報や危険箇所、残雪状況等の情報を収集すること。

(ヒグマ対策)

- ・ 野営の際には、ヒグマとの軋轢を避けるため、テント場、調理場、及び食料保管場を分け、フードコンテナ（フードロッカーが整備されている野営指定地ではフードロッカー）の使用等ヒグマが食料やゴミを得られないよう対策をとること。
- ・ ヒグマ等の野生動物を必要以上に誘引しないよう、食料や持ち物はできるだけ臭いが発生しないものを選定すること。

(植生保護等)

- ・ 湿原、高山植生等脆弱な植生地への踏み込みは避けること。
- ・ ロープが設置されている場所ではそれを超えて立ち入らないこと。
- ・ 枝条の刈り払いは行わないこと。

(たき火)

- ・ たき火は行わないこと。

(野営)

- ・ 登山道利用の場合は、非常の場合を除き、野営指定地以外での野営は行わないこと。
- ・ 登山道利用以外の場合は、植生に悪影響を与える場所での野営は行わないこと。
- ・ 野営地での行動についても植生への悪影響を与えないよう配慮すること。
- ・ ロープ等で野営場所が定められている場所では、ロープを超えて野営を行わないこと。
- ・ 野営に当たっては、利用の痕跡を残さないようにすること。

(ゴミ、排泄物等の処理)

- ・ 石けんや洗剤は使用しないこと。
- ・ 食料品は、事前に無駄な包装等は取り除いておくこと。また、調理や食事に際して汚排水が出ないものを選定したり、使用後の食器はトイレットペーパーで拭く等自然環境に配慮すること。
- ・ 調理の排水は水場に直接流さず、水場から50m以上は離れていること。
- ・ 携帯トイレを携行し、排泄した糞便及び排泄に使用した紙類は持ち帰ること。
- ・ やむを得ぬ排泄は、水場となる場所や野営地、およびトレッキングルートから50m以上離れた場所で行い、使用済みのトイレットペーパーは持ち帰ること。
- ・ 排泄は、登山道利用者で日帰りの場合は、極力麓で用を済ますこと。また、登山道沿線の主な休憩場所付近は避けること。

(溪流釣り)

- ・ 魚類保護のため、産卵期での釣りは控えること。
- ・ 魚類を釣る際はキャッチアンドリリースするか、自家消費する範囲内とすること。

(その他)

- ・ 目印（デポ旗、テープ等）の設置等は極力避け、設置する場合は回収すること。
- ・ ルート確保のためのロープ等を設置する際は回収すること。

第Ⅱ 地域（ホロベツ・知床五湖・カムイワッカ・羅臼湖・知床横断道路沿線地域）

① ホロベツ・岩尾別

(情報収集等)

- ・ 利用に当たっては知床自然センター等で情報を収集すること。

(植生保護等)

- ・ 枝条の刈り払いは行わないこと。

(釣り)

- ・ 溪流では、魚類保護のため、産卵期での釣りは控えること。

- ・ 溪流での魚類を釣る際はキャッチアンドリリースするか、自家消費する範囲内とすること。なお、岩尾別川では、自然生態系復元のためサケ・マスの放流をしているので釣りは控えるかキャッチアンドリリースの範囲内とすること。

- ・ 河口部サケ・マス釣りに際しては、資源の保護や陸と海の自然生態系に影響を与えないよう配慮し、釣り魚は一人で徒歩により持参して帰還できる程度以下とし、魚卵のみの採捕は行わないこと。

- ・ 海岸部や河口部で釣った魚或いはその一部を放置したり、捨てないこと。

② 知床五湖

(情報収集等)

- ・ 利用に当たっては、あらかじめ知床自然センター等でマイカー規制、ヒグマ出没による歩道利用規制の情報等を入手するよう努めること。

- ・ 自然ガイド等によって収益事業を行う「事業者」は、日頃から情報の収集を行い、対応する「一般利用者」に対し、当「利用の心得」に関する啓発・教育に心がけ、彼らの行動に責任を持つことの他、歩道利用規制の場合でも、許された場所での自然解説や利用の分散により利用者サービスの向上になるよう努めること。

(植生保護等)

- ・ 木道が設置されている場所では木道上を歩くこと。

- ・ 湿原等脆弱な植生地や展望場所脇の水際植生地への踏み込みは避けること。

- ・ 展望場所を写真撮影等のため長時間占拠しないこと。

- ・ ロープや柵が設置されている場所ではそれを超えて立ち入らないこと。

- ・ 枝条の刈り払いは行わないこと。

③ カムイワッカ

(情報収集等)

- ・ マイカー規制の内容や落石対策等の工事による通行止め等の情報をあらかじめ把握するよう努めること。

- ・ 湯の滝に到達する沢沿いは、滑りやすく転倒して怪我をする恐れがある等、誰でもが容易に行くことができるところではないため、事前の情報収集や履き物等事前準備に努めること。

- ・ 落石の発生しやすいルートを歩いたり、滝壺への飛び込むなどの行為は他の利用者の迷惑となるため行わないこと。

- ・立入を規制されてる場所には立ち入らないこと。巡視員の指導に従うこと。

④ 知床横断道路（公園計画車道）

(情報収集等)

- ・利用に際しては、通行止め等の道路情報をあらかじめ入手すること。

(安全対策)

- ・交通規則を守り、エゾシカ・キツネ等野生動物の飛び出しに注意すること。
- ・知床峠園地以外は原則として駐車しないこと。

(植生保護等)

- ・道路外、柵外に立ち入り写真撮影等を行わないこと。

⑤ 羅臼湖

(情報収集等)

- ・利用に当たっては、羅臼ビジターセンター等で情報を収集すること。

(植生保護等)

- ・木道が設置されている場所では木道上を歩くこと。
- ・湿原等脆弱な植生地への踏み込みは避けること。
- ・ロープや柵が設置されている場所ではそれを超えて立ち入らないこと。
- ・枝条の刈り払いは行わないこと。

⑥ 羅臼温泉集団施設地区

(情報収集等)

- ・歩道、キャンプ場等の利用に当たっては、羅臼ビジターセンター等で情報を収集すること。

(野営、車中泊等)

- ・野営はキャンプ場で行うこととし、車中泊は公園外のオートキャンプ場で行うこと。

(ゴミの処理)

- ・ゴミは持ち帰るか、羅臼町指定の観光客専用ごみ袋を利用し、専門業者へ渡すこと。

(植生保護等)

- ・ロープや柵が設置されている場所ではそれを超えて立ち入らないこと。
- ・枝条の刈り払いは行わないこと。

⑦ 熊越の滝

(情報収集等)

- ・利用に当たっては、羅臼ビジターセンター等で情報を収集すること。

(ゴミの処理)

- ・ゴミは持ち帰るか、羅臼町指定の観光客専用ごみ袋を利用し、専門業者へ渡すこと。

(植生保護等)

- ・湿原等脆弱な植生地への踏み込みは避けること。
- ・枝条の刈り払いは行わないこと。

第Ⅲ地域（知西別岳及びその周辺地域）

(基本事項)

- ・ 当地域は、道等の施設はなく、刻々と変化する気象状況や高密度なヒグマの生息等極めて厳しい自然条件が存在する地域であり、一般的な利用に関する安全性や快適性は全く保証されていない。従って、当地域内に立ち入る「利用者」は、これら過酷な条件に自らの力だけで対処できる極めて高度な技術と体力及び判断力が求められ、全ての行動に自己の判断が要求され、その結果は全て自己の責任に委ねられることを十分に自覚すること。

(事前準備)

- ・ 自己の体力、健康状態と自然条件等を勘案し、十分検討した余裕のある日程の計画を立てること。

(情報収集等)

- ・ 立入に当たっては、羅臼ビジターセンターまたは知床自然センターで危険箇所、残雪状況等の情報を収集すること。

(植生保護等)

- ・ 湿原、高山植生等脆弱な植生地への踏み込みは極力避けること。
- ・ 枝条の刈り払いは行わないこと。

(たき火)

- ・ たき火は行わないこと。

(野営)

- ・ 植生に悪影響を与える場所での野営は行わないこと。
- ・ 野営に当たっては、利用の痕跡を残さないようにすること。

(その他)

- ・ 目印（デポ旗、テープ等）の設置等は極力避け、設置する場合は回収すること。
- ・ ルート確保のためのロープ等を設置する際は回収すること。

第IV地域（ルサ～相泊間の道路沿線地域）

(情報収集等)

- ・ 雪崩、落石による通行止め等の情報をあらかじめ入手すること。

(漁業との軋轢回避)

- ・ コンブ漁時期には干場に立ち入らないこと。
- ・ 路上に駐車しないこと。

(植生保護等)

- ・ 枝条の刈り払いは行わないこと。

(渓流釣り)

- ・ 魚類保護のため、産卵期での釣りは控えること。
- ・ 魚類を釣る際はキャッチアンドリリースするか、自家消費する範囲内とすること。

(サケ・マス釣り)

- ・ 河口部サケ・マス釣りに際しては、資源の保護や陸と海の自然生態系に影響を与えないよう配慮し、釣り魚は一人で徒歩により持参して帰還できる程度以下とし、魚卵のみの採捕は行わないこと。
- ・ 海岸部や河口部で釣った魚或いはその一部を放置したり、捨てないこと。

(沿岸カヤッキング)

- ・ 安全管理に関する必要な装備を携行すること。
- ・ 複数艇で航行する際、長い行列にならないようにし、他の船舶の航路を妨げないこと。
- ・ 相泊漁港施設は緊急避難以外には利用しないこと。

(動力船による海域利用)

- ・ 他の船舶（漁船、シーカヤック等）との事故防止のため、航行速度、距離等に十分配慮すること。
- ・ 野生動物の生息行動に影響を与えるような接近や追い回し行為を行わないこと。
- ・ 定置網等漁業施設の付近には近づかないこと。

参考 1

「知床半島中央部地区利用適正化基本計画」検討経緯

知床国立公園では、平成13年度において本公園の望ましい保護と利用のあり方（利用の適正化）について、学識経験者、地域関係団体及び関係行政機関で構成する「知床国立公園適正利用基本構想検討会」の設置により検討が行われ、「適正利用基本計画」を検討し、定めていく等の提案がなされた。

平成14年度「知床国立公園適正利用基本計画検討会」（平成16年度に「知床国立公園利用適正化検討会議」に名称変更）が設置され、まず、知床国立公園の先端部を対象とした「知床半島先端部地区基本計画」についての検討を開始。平成16年12月10日の検討会議において基本計画（案）が了承され、同基本計画は同年12月24日に策定された。

また、知床半島の先端部以外の地域を対象とした「知床半島中央部地区利用適正化基本計画（案）」について、平成16年12月10日の上記検討会議より検討が始められ、平成17年9月26日の検討会議において基本計画（案）が了承された。

これを受け、平成17年9月30日に環境省自然環境局東北海道地区自然保護事務所長が「知床半島中央部地区利用適正化基本計画」を定めたものである。

平成13年度

知床国立公園利用基本構想検討会の設置

第1回 平成13年11月15日 第2回 平成13年12月19日

第3回 平成14年 2月22日

- ・課題・問題点の洗い出し
- ・あるべき姿の検討
- ・基本方針の検討
- ・適正利用実現の方策の検討

平成14年度

知床国立公園利用基本計画検討会の設置

第1回 平成14年12月 5日 第2回 平成15年 2月17日

- ・知床岬及びその周辺地域における自然環境と利用実態調査開始

- ・知床半島先端部地区適正利用基本計画案の作成について検討

平成15年度

第1回 平成15年 9月30日 第2回 平成15年12月 8日

第3回 平成16年 3月 1日

- ・知床半島先端部地区適正利用基本計画（素案）の検討

平成16年度

知床国立公園利用適正化検討会議の設置

第1回 平成16年 6月22日 第2回 平成16年12月10日

第3回 平成17年 1月26日 第4回 平成17年 3月 1日

- ・知床半島先端部地区利用適正化基本計画（案）の検討、了承

- ・知床半島中央部地区利用適正化基本計画（案）の検討

平成17年度

第1回 平成17年 7月 4日 第2回 平成17年 8月 3日

第3回 平成17年 9月26日

- ・知床半島中央部地区利用適正化基本計画（案）の検討、了承

参考2

知床国立公園利用適正化検討会議委員等名簿（平成17年9月現在）

・検討委員

小林 昭裕（専修大学北海道短期大学教授）
新庄 久志（釧路市環境政策課湿地保全主幹）
高木 晴光（NPO法人ねおす理事長）
辻井 達一（財団法人北海道環境財団理事長） ※座長
中易 紘一（社団法人日本森林技術協会 北海道事務所長）
森 信也（財団法人知床財団理事長）

・地域関係団体

（斜里町側）
斜里町環境審議会自然環境部会
ウトロ地域自然保護と利用に関する協議会
ウトロ漁業協同組合
知床斜里町観光協会
（羅臼町側）
羅臼町・知床世界遺産登録推進協議会
羅臼漁業協同組合

知床ガイド協議会

・関係行政機関

林野庁
北海道森林管理局
網走南部森林管理署・根釧東部森林管理署・知床森林センター
国土交通省
釧路開発建設部・網走開発建設部
海上保安庁
網走海上保安署・羅臼海上保安署
北海道
網走支庁地域政策部環境生活課・根室支庁地域政策部環境生活課
釧路土木現業所・網走土木現業所
斜里町
羅臼町
環境省
東北海道地区自然保護事務所